

厚岸町議会平成 23 年度各会決算審査特別委員会記録

平成 24 年 10 月 24 日
午前 10 時 00 分 開会

●委員長（佐藤委員） ただいまから平成 23 年度各会計決算審査特別委員会を開会いたします。

審議の前に監査委員から平成 23 年度厚岸町各会計決算審査意見書において、数字の誤植があり、その訂正を求められていますので、これを許します。監査委員事務局長。

●監査委員事務局長（竜川局長） 貴重なお時間をいただきまして、誠に申し訳ございません。

先に提出させていただきました平成 23 年度厚岸町各会計決算審査意見書の後段に、平成 23 年度決算金額を前年度決算金額と比較した別表 1、2 を添付しておりますが、同表における収入率、執行率、構成比の数値の一部と同表の数値を引用した本文の一部、そして誤植により一部訂正すべき箇所が判明しましたので、訂正いただきたく申し上げます。

内容につきましては、別にお配りをいたしました正誤表のとおりでございます。ご覧になっていただきたいと存じますが、いずれも記載を誤ったものでございます。

平成 23 年度厚岸町各会計決算審査意見書の 3 ページ、第 1 款町税の 4 行目、「0.5 パーセントの増」を「0.6 パーセントの増」に。

続きまして 7 ページ、15 款国庫支出金の 9 行目、最下段になりますが、「9.2 パーセント（前年）」を「9.3 パーセント（前年）」に。

続きまして 11 ページ、22 款町債の 2 行目、「8.1 パーセント（前年）」を「10.3 パーセント（前年）」に。

以上 3 点が別表 1、2 からの引用による訂正であります。

続きまして、24 ページ、（表）、下水道事業特別会計の収支状況、（歳入）の 2 段目、「使用料及び手数料」の構成比、「11.1」を「11.9」に。次に 25 ページ、（表）介護保険特別会計の収支状況、歳入の 5 段目、「道支出金」の構成比、「12.9」を「13.7」に。続きまして、27 ページ、（表）後期高齢者医療特別会計の収支状況、歳出の 3 段目、「諸支出金」の構成比、「0.0」を「0.1」に。それと、同表最下段の「合計」の構成比、「99.9」を「100.0」に。以上 4 点が誤植による訂正となります。

続きまして、本日配布させていただきました 3 枚もので説明をさせていただきます。

ご覧になっていただきたいと思いますが、ページ数 30 ページ、31 ページに渡ります別表 1、一般会計歳入決算前年度比較の表中の右側にございます収入率、構成比に網掛けされた部分がありますが、この箇所が訂正箇所となります。それと、ページ数 32 ページ、33 ページに渡ります、別表 2、一般会計歳出決算前年度比較の表中、右側、執行率、構成比の網掛け部分が訂正箇所となります。細かな表中に訂正箇所が点在することとなるため、本日配布させていただきました 29 ページから 34 ページの 3 枚により、一括差し替え訂正させていただきますと存じます。訂正につきましては以上であります。

委員の皆さまにはお手数をおかけし、誠に申し訳ございません。議会へ提出させていただく前に万全な精査を出すべきところを十分な確認、点検を欠いたことにつきまして、深くお詫び申し上げます。

●委員長（佐藤委員） これより審議に入ります。

進め方は、款・項ごとに進めてまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

●委員長（佐藤委員） 異議なしと認めます。

それでは款・項ごとに進めてまいります。

先の第3回定例会におきまして、本委員会に付託された決算認定9件のうち、初めに認定第1号、平成23年度厚岸町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

各会計歳入歳出決算書の13ページをお開きいただきたいと思います。事項別明細書の歳入から進めてまいります。なお、質疑の際にはページと事業名を特定のうへご質問いただきますようお願い申し上げます。それでは進めてまいります。

1款町税、1項町民税。10番、谷口委員。

●10番（谷口委員） 不能欠損と滞納についてお伺いしたいんですが。

個人、それから法人共に併せて125万5千円ですか、不能欠損があるわけですが。この内、町内居住あるいは町外の企業、個人があるのかどうか。その辺を具体的に説明をしていただきたいと。

それから年度別の滞納額なんですが、それぞれ増減があるんですが、昨年度末で見ますと個人の滞納の滞納額といいますか、これが増えてきていますよね。それから、法人については増減があるようなんですが、この実態はどういうふうになっているのか、ちょっと説明をお願いいたします。

●税財政課長（小島課長） まず、不能欠損につきまして、町内の個人又は法人があるかというご質問でございますけれども。個人については町内の方はいらっしゃいます。それから法人については、この度の不能欠損ではございません。

それから滞納の部分でございますが、個人と法人について、増えている状況か減っている状況かというご質問だったと思いますけれども。個人につきましては減少していると。

それから、法人につきましては若干ではありますが増えているという、これは現・滞併せての未収額としての数字でございます。

ただ、現年度分につきましては、個人と法人ともに前年度よりも未収額は減らしている状況にはございます。冒頭で申し上げたのは、現年と滞納分を併せた額としてのご答弁ということで、ご了承願いたいと思います。現年度分につきましては、両方減っているという状況でございます。

●10番（谷口委員） この不能欠損なんですが、法人は町外の法人だというふうに、今、説明されておりましたよね。それで、この町内の個人、全部が町内なのか、もう町外に出られている人もこの中にいるのか。

それと、もし町内の個人の場合は、これはどういうふうにして結果的に不能欠損にしたのか、その理由を説明していただきたいと。

それから、この個人、今、個人については減ってきているというふうに説明されているんですが、個人の滞納分については、20年度が465万、いや、4653万2千円。それから、5200万、5600万って。これ、増えている、資料を見ると増えていることになるんですが。ちょっと違うんでないかなというふうに思うんですが。

●税財政課長（小島課長） まず、後段の方から先に申し上げたいと思いますが。

個人の現年分の未納額ですね。これにつきましては、前年度が1544万2692円。23年度が1207万2763円ですので、個人の現年度分は減額と、減少という状況になっています。

それから法人でございますが、22年度の現年の未納額は54万6千円。23年度につきましては、49万6千円という数字でございますので、現年度分につきましては、個人も法人につきましても未納額は減っている状況にあるということでご了承願いたいと思います。

それから、不能欠損における町内、町外の部分でございますけれども、町外、町内共に個人につきましてはございます。町外の部分につきましては、主に居所不明等ですね、そういった転出、厚岸町にはもう居住がないんですが、転出先に照会をかけても、転出先の市町村でも居所が把握できないという状況にある方が主に不能欠損として落ちる傾向にございます。

それから町内につきましては、どのような状況の中で不能欠損に至っているかというこ

とでございますが。これにつきましては、それぞれ法に基づく基準が、それぞれございます。その中でそれぞれの理由の中で該当者がそれぞれいるという状況にあらうかなというふうに思います。

いずれにいたしましても、法に基づく停止期間ですか、滞納処分の停止期間の3年を満了と思って滞納処分となる方、それから時効が優先する5年に至る方、その間に様々な法に基づく理由が発生した方を、個々人特定しながら我々徴税吏員が皆の合意をもって確認し合いながら、お一人お一人不能欠損の調書を作成し、なおかつ、副町長、町長にもその事情をご説明し、その後、監査委員の審査も受けることになりますので、そういった手続きを経て決定させていただいているものでございます。

● 10 番（谷口委員） 不能欠損しなければならない理由は、それぞれあると思うんですけれども。この、年度別の滞納が、滞納の分を見ると前年度の滞納額をずっと足してきたのを見ると、これが確実に増えているわけでしょう、個人で言えば。

この表の個人のところを見ると4600万、5200万、5600万か。そして、未納額は5800万というふうに、この資料でなっていますよね。そうすると、これは結果的に当年度の未納額は確実に減っているかもしれないけれども、滞納については増えてきていますよね。私の見方、間違っていますか。ちょっとその辺、説明してほしいんですけれども。

● 税財政課長（小島課長） 委員がご覧になっている資料の年度別滞納額のところでございますが、これにつきましては、ご覧になっている数字は個人の過年度の滞納繰越分の数字が、これにつきましては委員おっしゃるとおり、増えている状況にあります。

これは、過年度のとりかたですけれども、毎年度1年度ずつ積み重なっていきますので、そのベースとしてはちょっと変わっているということでございます。

ただし、個人の滞納額の全体の数字としては、これに現年度も併せて見ると、22年度が、ゆっくり申しますので。

現年と滞納を併せた未納額が、7214万693円。今回の23年度の決算におきましては、7028万8187円となります。23年度の決算につきましては、個人の現年度分ですね、これの収納率が前年度よりも高くなってございます。前年度は96.35パーセントでしたが、23年度は96.923パーセントということで、0.57ポイント現年度分の収納率が高くなってございます。

なおかつ、滞繰分の過年度の滞繰分ですね、これの収納額が前年度は1176万7667円でした。これが23年度におきましては1281万6577円ということで、この収納額、滞繰、過年度の滞納繰越分の収納額につきましても、前年度よりも多く収納となつてございます。

現年度は収納率が前年度よりも高くなった。なおかつ、滞納繰越分の収納額も前年度よりも収納額が増えたということで、こういったことで前年度よりも現・滞併せて未納額を減らすことができたという内容になってございます。

● 10 番（谷口委員） そうすると、来年の決算資料の時は、23年度って入りますよね。その分ではこの額は減ると理解していいんですか。

● 税財政課長（小島課長） この資料の作り方なんです、ここの右側のところですね。

ここはその年度の決算額における過年度分の滞納額を記載するということになってございますので。

そういたしますと、23年度の未納額の5821万5424円がですね、ここの23年度という表記の中に自動的に記載されていくということになります。あくまでもその年度での滞納額になりますので、例えば年度別滞納額のここにある滞納額の数字は、この年度が経過することによって、この滞納額の内も納入となっているものもございまして、あくまでもその決算年度末での滞納額だということで、こういった表記となっているということでございますので、ご了承願いたいと思います。

● 10 番（谷口委員） 収納率が上がっているのに、額が増えるということはどういうこと
なんですか。それじゃあ。

● 税財政課長（小島課長） あくまでもここの記載の欄は、過年度の・・・、ご質問者の
意味を理解いたしました。私は過年度の滞納額だけを申しましたので、現年度の未納額は
1207 万 2763 円ですので、これは来年度の資料では年度別滞納額の 23 年度の欄に記載され
ます。

ですから、現年度の分は 22 年度よりも滞納額が減るという表記でここに載ってきます。
滞納繰越分については、5821 万 5424 円というのが 23 年度の欄に載りますので。滞繰分は
増えていますけれども、現年度分は減っているということでございます。

先ほど私が申し上げたのは、これを両方足したものとして申し上げておりますので、合
計したものとしては、全体としては減るという表記になります。ということであくまでも、
現・滞併せて減っているとご了承願いたいと思います。

● 委員長（佐藤委員） 1 項、他にございませんか。9 番南谷委員。

● 9 番（南谷委員） ここでお尋ねをさせていただきます。

個人の現年度分、徴収率が上がったと。私は当初、この決算書をいただくまでは、厚岸
町の経済状況、非常に 23 年度も厳しかったのではないのかなと。そうしますと、徴収率が
上がってきたという要因について、まず、お尋ねをさせていただきます。

● 税財政課長（小島課長） 23 年度におきましては、委員ご承知のとおり 3 月に東日本大
震災があったということで、私の記憶では、その後の 6 月定例会で今年度の税収はどうだ
ろうかと心配するむきもあるというご論議もあったというふうに記憶しています。

その段階では、主に漁業者ですね、カキ・アサリが約 30 億の生産物及び養殖施設等に多
大な損害を受けたと。この復興の道筋がまだできていないという状況で、かなり漁業者の
納入が、ちょっと待ってほしいという方がいらっしゃいますと。その部分が心配ですとい
うふうに申し上げた記憶がございます。

その後、国の第 2 次補正予算における厚岸町の復興予算が認められ、道の単独事業とし
て早期に発していた復旧が、今度は国庫の補助事業に振り替わったということで、北海道、
それから町も多額の支援をして一定の復興の筋道ができた。そのあたりから漁業者の方
々の納入に向ける姿勢も変化がありまして、そういった当初不安視されていた方々も納入
が進むようになってございます。

一方、この復興につきまして、復興だけではなく被災した方々への町の財政出動という
のもあったわけでございます。それから、町内外から義援金等もいただいておりますし、
そういった、何とか、その収入をあげないとそういった財源も確保できないという、そう
いった雰囲気もあったのかなというふうには感じ取っているところでございます。

これは個々人全員がそうとは申し上げませんが、あくまでも私が受ける印象でご
ざいます。すっぱりここは納めるものは納めて、そういった財源に回してほしいという気
持ちも多分にあったかなというふうに思います。それと町民の皆さんの納税に対する意識
が高まってきたと、全体のそういった印象も持っているところでございます。

結果として現年分は収納率が、これは個人の話ではございますけれども高い数字となっ
てございます。なお、町税全体では、97.88 パーセントと、これが現年度の数字でござい
ますが、この数字につきましては過去に遡って調べてみたところ、厚岸町の記録にある戦後
の収納率としては、最高の収納率であったということをつけ加えさせていただきたいと思
います。

● 9 番（南谷委員） 責めているわけではないですからね。

内容分析ね、せっかく、私はですね、分析というのは必要ではないのかなと。単純に私
の推測だったものですから、結果としてこういう数字になっている、意外だなというふう

に判断しているんです。

だから、要因の一つに人口減少がある。そういう中で非常に、身ぐるみ剥がしてまで徴収というわけにはいかないだろうけれども、税財政課の取組というのは一つ功を奏しているのかなと私なりに判断をさせていただきました。ですからもう少しせつかく、普通であればこういう時代、23年度を振り返ったときに、むしろ徴収率というのは下がるのではないのかなと僕は推測していたものですから、実際にこういう結果に至っている。

こういうものをやはりきちっと、今後に向けて要因というものをもう少し税財政課として今の取組がどうなのか、さらに検証して徴収率アップに、税の公平の観点からもしっかり取り組んでいくべきだと思いますがいかがでしょうか。

●税財政課長（小島課長） 先ほどの答弁では、納めていただく町民の側の方のお話をさせていただきましたが。一方、収納に当たる職員の体制の中で細めに担当割りをさせていただいて、督促状を出した後にその督促状が届いて1週間とか、10日以内くらいを目処に電話等でどのような状況ですかということも細めに、実は対応しようということで取り組んでもまいりました。

そういったことも、毎月やっぱり納めるということが納税の習慣がつくということで、年度末まで未納が続くと大きな数字になりますから、そうすると年度末納めきれないという方も過去にはいらっしゃいますので、そういったことのないように指導ということも一方ではしていると。それが功を奏している部分もあるのかなというふうに思います。

納税につきましては委員おっしゃるとおり、いろいろな状況の中で対応が多岐に渡りますけれども、なお一層町民と向き合いながら進めてまいりたいというふうに思います。

●委員長（佐藤委員） 他にございませんか。進みます。

2項固定資産税。10番谷口委員。

●10番（谷口委員） 委員長、お願いなんです。都市計画税も含めて質問させていただきたいんですが、よろしいですか。

●委員長（佐藤委員） 項でいきますけれども、なるべく、そうならないように。

●10番（谷口委員） 不能欠損の問題があるものですから。

●委員長（佐藤委員） はい、わかりました。

●10番（谷口委員） ここの項目、毎年伺っているんですけれども。

不能欠損が一定額、毎年このように計上されているんですけれども。これはもう、どうしようもないということで、あと、これ何年続きますか、この不能欠損は。

●税財政課長（小島課長） 不能欠損につきましては、法に照らし合わせた中で、個々1件ごとに判断した中で進めさせていただいております。

今後、まだ続くことになろうかというご質問でございしますが、これにつきましては、全くゼロになるということは現状の中では難しいのではないかなというふうに判断しているところでございます。

現年の収納率は、いくらがんばっても100パーセントというのは無理だと。となればどうしても現年度の未納は発生いたします。その中で様々な理由があって、5年間の中で様々な理由があって対象になられる方は今までも途切れることなくありましたし、今後も少なからずあるものというふうに考えた方が妥当かなというふうに考えているところでございます。

● 10 番（谷口委員） 例えば、現在、町内で生活をしている、あるいは何か企業を営んでいる、そういう人の部分が大半なんですか。

それとも、以前厚岸町で事業を行った企業等の滞納がこういう状況になっているのか。その辺はどうなんですか。

● 税財政課長（小島課長） 固定資産税の不能欠損でございますから、いわゆる町外の方が厚岸町内に固定資産を持っていたら、そういった方に課税されている方もいらっしゃるし、当初課税されていた時は町内にいらっしゃいましたが、町外に転出されたという方も当然いらっしゃいます。

そういった中で、それについては町内の方もいらっしゃるし、町外の方も不能欠損の対象としてはいるという状況でございます。

都市計画も同様の状況に相成るということでございます。

● 10 番（谷口委員） 以前の加工場、若竹にありますよね。あの部分はここには入っていないということですかそうすると。

● 委員長（佐藤委員） 休憩します。

[休憩 午前 10 時 35 分]

[再開 午前 10 時 37 分]

● 委員長（佐藤委員） 再開します。税財政課長。

● 税財政課長（小島課長） 以前もですね、同じような表現を使わせていただいて、答弁した経緯もございますので、その中で類推していただければというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

一般的に事業を営んでいた方が、いわゆる倒産、それから解散それから事業の閉鎖等を行って、いわゆる固定資産の対象物がありますが、もう既にその納税をするに至る収入が無いと、収入が無いというか会社が無いという実態の中では、ないということ。

それと、固定資産があるんですけども、それを財産処分したとしても抵当権が入っていて多額の負債がもう押さえられているということになりますと、財産処分したとしても滞納額に回らないという実態が明らかである場合。こういった状況の中で不能欠損というのは、してきた状況でございます。

一方、現年度分の課税につきましては、そういった状況が確実に、今、あるという状況では、いわゆるこれは北海道でも行っているんですが、無益な課税に当たるということですね。現年度を課税しても、そういった状況では収納には至らないという場合は課税保留という手続きをとるということでございます。

ですから、それが現年度分はそういった手続きをとりますから、結果的には未納にはならない。滞納額としては積み上がっていかない。一方、過年度分につきましては、不能欠損処分をいたしますので、その、5年の時効がきた段階で全てが消えていくという状況にありますので、その部分が経過した段階では対象の課税額が無くなるということが結果的に起こります。

そういった状況にあるということでございまして、今回、そういった今回の 23 年度の決算におきましては、そういった対象のものは過去はありましたけれども、現在は無いということでご理解いただきたいというふうに思います。

● 10 番（谷口委員） そうすると、一番初めの答弁で課長は、これは無くならないものなんだと。不能欠損というのはずっとやっていけばいろいろなことがあって、本当はゼロを目指したいんだけど、無くならないだろうという説明を一番初めにしているんですよ。

そうすると、その、以前から、今、説明されたような内容のものは、もうここには無い

んだというふうに理解していいんですか。

それとも、今あるのは、それ以外で何らかの事情によりこういう不能欠損として処理をしなければならない状況にあるんだというふうに、何かプライバシーもたいして関係ないような話を、今、されているような、終わってしまっているのであれば。そういうふうに思うんですが。

●税財政課長（小島課長） この度の不能欠損につきましては、固定資産税については、98 件の不能欠損。それから都市計画税については 48 件の不能欠損を行っております。

この中には委員がおっしゃるような対象は既に入っていないということでご了承願いたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 休憩します。

[休憩 午前 10 時 42 分]

[再開 午前 10 時 43 分]

●委員長（佐藤委員） 再開します。10 番、谷口委員。

●10 番（谷口委員） 無理な質問はしていないんですよ。そして時間を食おうなんてそんな考えもないんですよ。だから、問題が無いのであれば素直に答えて、それで済むことではないですか。それが何か回りくどく答弁するばかりに、こんなに時間を食っちゃうんですよ。その辺はどういうふうに考えているんですか。

●税財政課長（小島課長） 答弁の仕方が委員のご質問にストレートに、明確に答えていなかったということはあろうかと思いますが、従前も同様のご質問を何回か受けておりますが、個々明確に対象物がわかるような形の中では答弁の仕方も難しいということで、最初に一般的な滞納処分、それから不能欠損の仕方の中で、ご説明した中でそれがご質問者の想定している部分と一致する部分として考えていただく中で、ご理解いただくというふうに今までもさせていたかなというふうに思いますが。

この度の答弁については、それが最初からそのように進められなかったということで、結果的にはご質問者の答弁には答えたつもりでございますので、ここまで至ったことはご了承いただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

●委員長（佐藤委員） 他にございませんか。12 番、室崎委員。

●12 番（室崎委員） 今のやりとりを聞いていて、ちょっと確認しておきたいと思いますが。

各地で廃屋が出てきているんですね。それで、いわゆる商店街みたいなのところずっと廃屋が並んでしまうような現象が出てきていますね。

そういう中で、今の答弁の中にちょっと出てきたんですが、もう既にこの町に居なくて廃屋だけが残っている。固定資産税の対象にはなる、都市計画税の対象にはなるという時には、無益な課税ということになる場合には、最初からそれについては税金をかけないという方針を厚岸町はとると。そしてもう既にとってきていると、そういうことなんですね。

●税財政課長（小島課長） 町外の方が町内に建物等を所有していて、それが……。失礼いたしました。町内に居たときに建物を所有していて、その方が町外に転出されたという点についてですね。

そういった状況だから、直ちにこの不能欠損の方にもっていくということではございません。それはあくまでも町外の方が固定資産を所有している場合は課税の対象になりますので、その居住しているところに納付書を送付させていただいて納付していただくという

手続きに入ります。

ただ、転出された先で何回か転居されたり、それからきちっとした転入・転出の届け出をせず居所が不明になった場合は、この法の手続きを準用させていただいて不能欠損に至る方もいらっしゃると思います。

廃屋になっているから、廃屋という表現を使われましたが、その部分をもって直ちに不能欠損ということには至らないということで、あくまでも評価額が出る限りにおいては基本的には課税すべきものとして取り扱われるという前提がございますので、その辺は了承いただきたいと思います。

● 12 番（室崎委員） 非常に丁寧に答弁なさるんですけれども、10 番さんと同じような話になっちゃうんだけれども。聞いていることについてはあまり答えていないんですよ。

私、何もそんなこと聞いていないんですよ。厚岸町では、固定資産の課税の対象としての価値はあっても、所有者の方が例えば町外に転出して行方不明であるとか、あるいは経済的に困窮だとか、法人の場合には解散したとかいろいろな事があって、無駄、いわゆる無益な課税になると判断するようなものについては固定資産税や都市計画税を課税しないという取り扱いも既に行っているというふうにとれる。

先ほど答弁があったので、そういう基準を出しているのか、そういうことを聞いている。

● 税財政課長（小島課長） 現在におきましては、そういったことを数多く、そういった課税保留という扱いをしているわけではございません。

あくまでも確認された中で行っていくという事で、現在その課税保留の対象としてなっているのは大きな法人、過去にあったそういった、先ほど私がご説明したような対象としたものに限られている状況の中で執行されているということでございまして。

それが数多く存在するということではないということを、ご了承くださいたいと思います。

● 12 番（室崎委員） 非常に推理、類推を、頭を巡らさないと何を言っているのかがよくわからないような話の答弁が、先ほどからずっと続いているんですけれども。

課税保留というような一つの基準もあって、そういう対象にするものもある。それから不能欠損に落とさざるを得ないということで、そういう審査をした結果、不能欠損に落とすものもある。それはいろいろある。そういうことですね。

それで、かつて、この議会では不能欠損処分にしたことが妥当かどうかでもって、決算委員会が非常に揉めましてね、それで休憩になって1週間程経って、それから継続の議会が開かれて、不能欠損処分をしたものをもう一度不能欠損の取り消しをして、そして、いわゆる地獄帳から取り出して戻したというようなこともありました。

ですから、議会で不能欠損処分が妥当であったのかどうかということも審議対象にはなっているわけですよ。ところが今の答弁を聞いていると、不能欠損の処分が適正であったかどうか、あるいは課税保留というような処分が適正であったかどうかいうことは、守秘義務に反する恐れがあるので、一切答弁できないというふうに聞こえるんですよ。

そうすると今の理事者側の考え方は、このような不能欠損処分であるとか課税保留の処分であるとかは議会の審議の権限の範囲外であると。なぜならば、そういうことを聞かれても守秘義務に反するから一般論以外には答弁できませんと。そのようなことになるように聞こえるんですが、議会の審議の権限というものをどこまでというふうにお考えでしょうか。

● 委員長（佐藤委員） 休憩いたします。

[休憩 午前 10 時 52 分]

[再開 午前 11 時 02 分]

●委員長（佐藤委員） 再開いたします。税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 貴重なお時間をいただき申し訳ございません。

特定の個人及び法人等を公開したままで、いろんな税に関する質問等のやりとりをした場合は、不特定多数の方にもそういうことが知れ渡ってしまうということでありまして、その場合は地方公務員法及び地方税法にある守秘義務にあたってしまうと。

ここは罰則規定もあるわけですから、どこまでお話ししたらそのような罰則を受けるかということも非常に難しい状況ではありますけれども。そういったことを避けるために、ご質問者がおっしゃられるような重大な事例が発生した場合は、これは総務省の方からのそういった場合の対応ということも来ておりますが。秘密会にして不特定多数の方に知れ渡らないような状況の中で、議員の皆さんの中でいろんなやりとりをさせていただくということで。当然その時には議員の皆さまにも当然守秘義務はかかりますけれども。そういった中でやるべきだということでありまして、決して議員の皆さまに知らせることはできないという趣旨ではございませんので、その点をご理解いただきたいと思います。

それから、課税保留の件でございますが、これは当年度は課税いたしますが、年度末にそういった事情が判明した場合には保留扱いにするということで。言葉は保留でございますので、そういった状況が変化若しくはその事業の再開等があった場合は、その課税は復活させる手続きをとることができますので。そういった中での取り扱いだということで、過去にはこれを行ったのは2件のみということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 他にございませんか。

- 3 項軽自動車税、
- 4 項たばこ税、
- 5 項特別土地保有税、
- 6 項都市計画税、
- 2 款地方譲与税、
 - 1 項地方揮発油譲与税、
 - 2 項自動車重量譲与税、
 - 3 項地方道路譲与税、ございませんか。
- 3 款 1 項利子割交付金、
- 4 款 1 項配当割交付金、
- 5 款 1 項株式等譲渡所得割交付金、ございませんか。
- 6 款 1 項地方消費税交付金、
- 7 款 1 項ゴルフ場利用税交付金。
- 8 款 1 項自動車取得税交付金、
- 9 款 1 項国有提供施設等所在市町村交付金、
- 10 款 1 項地方特例交付金、ございませんか。
- 11 款 1 項地方交付税。10 番。

●10 番（谷口委員） ここでお尋ねしたいのは、23 年度の地方財政計画。これに沿って当初予算を組まれたと思うんですが、普通交付税でいうと、これがそのとおりになったのかどうなのか、厚岸町で。12 月、3 月ですか、の交付の時には、当初厚岸町として見込んだ額が交付になっているのかどうなのか。まず、お伺いをいたします。

●税財政課長（小島課長） 23 年度の普通交付税でございますが、地方財政計画においては、2.7 パーセントの伸びを見込んで、国が見込んでございました。

結果として、厚岸町の交付額につきましては、マイナス 0.8 パーセントという結果になってございます。この主な要因は、平成 22 年度に国勢調査が行われました。この人口減の部分の減分が、人口分だけで約 1 億 7 千万円ほど人口分の算定分として厚岸町の場合は減

らされたと。結果的に、全体の交付額も国の伸び率よりも低い状況になったということでございます。これは、厚岸町だけではございませんで、人口が大きく落ち込んだところは同様な交付の状況になったということも聞き及んでいるところでございます。

● 10 番（谷口委員）　それで、昨年、大震災がありましたよね。そういう影響は無かったのか。

それからさっき聞いた、1 回目にも伺ったんですけれども、交付時期はきちんとやられてきているのかどうなのか。遅れたとか早く来ただとかと、そういうことはあったのか無かったのかその辺ももう一度お願いします。

● 税財政課長（小島課長）　東日本大震災における財政需要については、国の方で、地方交付税の特別会計とは別に、震災復興の交付税、特別交付税を交付するための別の会計を設置してございます。

その中で、厚岸町における震災に対する財政需要については、国から措置していただいております。この震災復興の特別交付税の部分につきましては、1 億 5660 万 6 千円というお金が交付されているところでございます。

交付の時期につきましては、これは特別交付税という特殊な財政需要を最終的に国が把握した段階で交付するということになってございますので、この交付につきましては3 月に交付されたという状況でございます。想定した中での交付の遅れということは、我々と国との間の中ではございませんでした。

● 10 番（谷口委員）　この後、来年度の予算もあるので、ちょっとお伺いしたいんですけれども。

地方交付税を算定するにあたっての基本的な考え方の見直しみたいな議論も行われているように思うんですよね。それで、その、法定外補正の問題が出てくるのかなというふうに思うんですけれども。今、地方交付税の算定は法律に基づいてやられていますよね。

ただ、それ以外のは省令に委ねるという項目があって、それぞれの地方の財政状況によって算定をしていこうというふうになっていると思うんですけれども。厚岸町として今後の財政運営をするに当たってはそのあたりはどういうふうに考えているかをちょっとお伺いしたいんですが。

● 税財政課長（小島課長）　まず、国が考えているのは、地方に係る財政需要全体がいくらになるのかということと、まず、はじき出すそうであります。その中でそれに与える独自の収入はいくらあるのかと、これは大きく言うと税収になりますし、使用料、手数料等、特別のサービスの対価としていただくもの等々あります。

それから、国が交付する交付金、補助金も当然、財源になります。そういった特定財源を除いた部分で不足する額を地方交付税で手当するということが、全体を説明した、外郭的な説明になろうかと思えます。その額を国は、総額を確保する義務があるということで、これは法律に規定されているところでございますが、実際は毎年度、法定5 税の一定割合では足りず、国が自ら赤字地方債を発行して、その地方の全体の財政需要を賄っている現状にあると。

国は今後、どのようにしていくのかということでございますが、消費税のアップ分も当然、一部、地方の財源として回る部分はありますが、それとて全体の地方財政計画の中の一部であるという議論の中で、地方交付税自体を消費税がアップしたからといって必ずしも増額になるとは限らない。

なぜかと申しますと、地方交付税の特別会計自体が、実は借金を抱えているということでございまして、この部分の償還も毎年度あるということでございまして、その償還額自体を毎年度増やしていくというのが国の方針としてございます。ということは、償還額を増やすということは、実質地方に回っていく財源は毎年度同じ額であるならば、減っていくということになってしまいます。

そういった状況の中では、今後は地方の財源としての地方交付税が増える要素は無いというふうに聞き及んでいるところでございます。増えないとするならば、同額程度は見込めるかということになります。それにつきましては、今度は個別の算定の中で、委員がおっしゃられるように省令等に細かな規定を盛り込みながら、改正をしながら交付額を決めていくと、これが毎年のやりかたでございまして、その中で決まっていくものと考えます。

ただし、厚岸町で今、想定されるのは先ほども申し上げましたが、人口減の部分ですね。これは残念ながら住民基本台帳の人口も見えておりますと、毎年、減っております。ということは、次に、平成 27 年度に国勢調査がありますので、その時にまた、人口減があったならば、翌年度の平成 28 年度からは、その 27 年度の国勢調査人口を基にして交付税の人口分の算定が行われるということになりますので、それは減要因としてきちんと押さえておく必要があるのかなと思います。

あとは、様々な基礎数値の動きというのは細かに追う必要は当然でございます。そういった中で、増えるもの、減るものを把握できるものは的確に把握した中で今後の推計というか見込みをたてていきたいと思いますが、少なくとも増える要素は無いと。ちょっと悲観的にはなりますけれども、そのように考えておかないと持続的な財政運営にはいたらないのではないのかなと考えているところでございます。

● 10 番（谷口委員） 総務省のホームページを見て、地方交付税のところをあれすると、どういうわけか、飛田博史さんという人の論文が載っていて、これをずっと見てみれば、最終的には、算定は基本に戻ることということで、なるべく省令だとかそういうものに基づかないことになるのが望ましいということで締めくくっている文章なんですけれども。

なんでこの人が総務省のホームページに出てくるのか、私、その意味がわからないんですけれども。結果的にそういうことが、今、課長がおっしゃったことになっていくとすると、大変、町の財政自体に厳しいものが出てくるのではないのかなというふうに思うんですよね。それで、この人の書いている文章の中にもそういう、こう、掴み金みたいなのをあちこちに振り分けることは止めていこうというようなことを強調している論文なんですけれども。

そうすると、今後は地方交付税は減ることはあっても増える要素は非常に、人口減だとかいろんなものを考えていくと、厳しい状況にあるということを理解しておいていいんでしょうか。

● 税財政課長（小島課長） 国としては、平成 12 年度前後が地方に交付する地方交付税の総額のピークがございました。その後、少し止まった時期がありましたけれども、雪崩を打つようにして交付額を減額、圧縮していったと。

その流れの中で厚岸町も約 10 億もの交付税の減に至ったということでございまして、これは厚岸町だけではないのは委員ご存じのとおりでございます。そういった地方の側に立ちますと、行き過ぎた減額があったということで非常に厳しい財政運営をほとんどの自治体が強いられてしまったということに立って、最近は若干上乘せがされていると。

ただし、その財源は赤字国債であり、地方も赤字地方債、臨時財政対策債というのを発行していますけれども、そういった交付できないものもそちらの方に振り替わったりして、何とか財源総額を確保しているというのが、国の実態のようでございます。

そういった流れの中では、先ほども申し上げましたけれども、今後、もし、国債発行を抑制する方向にいくとするならば、地方に回る財源も少なくなるであろうということは想定できますので、少なくとも伸びるという想定だけはできないだろうなというふうに考えております。

それから、交付税の算定についても、私、飛田博史さんという方はご存じないんですけれども、後で拝見させていただきたいと思いますが、基本に戻ると。いわゆる掴み金などの配分は止めるべきだということが書かれているということでございますが、ある意味、普通交付税の算定における見直しというのは、少しずつ国でも行っているんで

すけれども、方向性としてはそのような形になっていくのかなということが、その、関係する方々の記述や何かにさりげなく書かれている部分も、私は承知しております。

ですから、そういったことを踏まえながら、今後の財政運営に当たるべきだというふうに考えているところでございます。

●委員長（佐藤委員） 他にございませんか。

12 款 1 項交通安全対策特別交付金。

13 款分担金及び負担金、

2 項負担金。

14 款使用料及び手数料、

1 項使用料。21 ページ。

2 項手数料。25 ページまでございます。

3 項証紙収入。

15 款国庫支出金、

1 項国庫負担金。

2 項国庫補助金、29 ページまでございます。

3 項委託金。

16 款道支出金、

1 項道負担金。

2 項道補助金。37 ページまでございます。

3 項委託金。

17 款財産収入、

1 項財産運用収入。

2 項財産売却収入。41 ページになります。

18 款 1 項寄付金。

19 款繰入金、1 項基金繰入金。

20 款 1 項繰越金。

21 款諸収入、

1 項延滞金加算金及び過料。

2 項預金利子。

3 項貸付金元利収入。6 番、堀委員。

●6 番（堀委員） ここで、決算資料の 12 ページに税外収入状況調というのがあるんですけれども。ここで諸収入のウタリ住宅改良貸付金元利収入というのがあって。

現年度分調定額 255 万 7968 円に対して、収入額がゼロというふうになっています。まずこの状況というか、それを教えていただきたいと思います。

●保健福祉課長（松見課長） ウタリ住宅改良貸付金元利収入の現年度分 255 万 7968 円につきましては、貸付金を受けた 5 名の方々の 23 年度分の調定額でございます。この方々が 22 年度以前の年度において、納入できなかった滞納繰越分が 1389 万 2223 円ございました。

いずれもこの 5 名の方、現年度分の 5 名の方、いずれも滞納額を持っている方々でございまして、その方の 22 年度の収入が滞納繰越分へ、39 万 8789 円納入額全て、滞納繰越分へ充てていただいたと、そういった内容でございます。

●6 番（堀委員） そうすると 5 名分はずっと変わらないんですけども、現在どちらを優先するかと言った時に、滞納繰越分から徐々にと。

ただ、総体で現年課税分、現年調定分に追いつかないので、どんどんどんどん増えていくというような状況だと思うんですけれども。そもそもウタリ住宅の改良貸付金は、総額でいくら貸し付けたんでしょうか。

●保健福祉課長（松見課長） 元金総額については、5120万円というふうになってございます。

●6番（堀委員） そして、この23年度までに元利併せて償還となっているんですけども。当然、元利均等払いですから、元金分というのも当然計算できると思うんですけども。元金分はいくら返済になっているんでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 休憩します。

[休憩 午前11時30分]

[再開 午前11時31分]

●委員長（佐藤委員） 再開します。保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 23年度末の累計の償還金額でございますけれども、元金については、2989万8148円・・・、失礼いたしました。

●委員長（佐藤委員） 休憩します。

[休憩 午前11時31分]

[再開 午前11時35分]

●委員長（佐藤委員） 再開します。保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） まず、5名の方々、当然、借入時期が違ってきますので、まず、今後のそれぞれの最終返済期限といいますか、そのあたりからご説明させていただきますけれども。

この24年の12月で、まず本来の納入期限が、全て償還期間が終わるという方が1名。それから平成26年11月に1名。それから平成32年に1名。それから平成37年に1名。最後に平成39年に1名ということでございます。

これまでの納入状況ですけれども、これまでの議会でも同じような答弁をさせていただきましたけれども、実は、今年度は前年度よりも若干収入の多い返済をいただいております。加えて、今年度に入って1名の方、他の返済もあった中で、その、他の返済の一部が終わったということで、自ら納入計画の変更を申し出て増額にいただいた。

ただ、この方、月額5万円くらいの返済が必要な返済計画になるんですけども、若干それにはおよびませんけれども、5名の中で1名の方がそういうふうに出てきている。

一方、2名の方がこの2年間、22年度、23年度と共に償還することができない経済状況にある方がいらっしゃいました。この方が、過去の納入状況を見ますと、サンマの加工の仕事がちょっと無くなったとか、そういうような職業に就いていらっしゃる方ですけども、1名ですけども。こういう方が安定的な職といいますか、収入を得られる職に就くと、また、今後の見通しも明るくなるんですけども。現状ではそれぞれが、期限が到来する方がいますけれども、何年後までにそれを返済するという計画は残念ながら、4名についてはちょっと難しいのかなというふうに感じております。

●6番（堀委員） そこで、ウタリ住宅の改良資金の、これは、確か利息は2%だと理解しているんですけども。そのように貸付実行時の利息というのが2%なんですけれども、例えば返済がどんどん厳しくなっていく、元金さえも、元金も併せて利息さえも支払いに窮していくというような状況の中で、この貸付利率が2%というものの、ここを何かしら、例えば借り換えをしたような中で、もっと低利なものに借り換えをした中で本人の方、当然、今の長期金利というのは2%よりも安いはずですから、そういった中ではそういうこ

とも考える必要があるんじゃないのかなと。

このまま、ただ、2%だけを毎年毎年、どんどんどんどん積み重ねていくよりは、もっと個人方の負担というかそのものを低減させる方がむしろ良いんじゃないかと。このままでいってしまうと、例えば借りた人方がだいぶ高齢になっても返せないとか、最悪の場合亡くなってしまうと、相続者のいないような状態の中では借りたもの、元金自体も返ってこないとかというのも考えた時、そういう状況もあるかもしれないというものを考えた時には、やはりそういう負担軽減策というのが必要だと思うんですけどもどうでしょうか。

あと、それと、このウタリ住宅については、連帯保証人もおりますし、当然、そういった中ではそういう人方、先ほども言ったとおり3名の方は毎年毎年あれなんですけれども、2名の方はなかなか1年通しても、2年通しても返済が無いと言った中では、連帯保証人に対しても、そういう請求なりというものはしてきたのかどうなのかを教えていただきたいと思います。

●保健福祉課長（松見課長） 1点目の借り換えの件でございますけれども。

このウタリ住宅の改良資金貸付につきましては、北海道の補助制度の中で厚岸町も運用されているものでございまして、全道的にこの貸付金の利用というものがあります。

その中で、私どもが聞いているのは、やはり、多くの市町村で償還ができない方がいらっしゃるという状況にあるという内容でございまして、それらの中で北海道としても私どもの方に償還は毎年毎年、償還計画等の調査があるわけなんですけれども、その際には、今、委員が提案いただいた借り換えについては、実は北海道側の方からそのような話は、情報はないという状況なんですけれども。

これについては、北海道と共にこの返済をどうするかというのを一緒に考えておりますので、そのような中で北海道に対してそのような相談と言いますか、していきたいなというふうに思いました。

それから2点目の保証人でございますけれども、これまで1件の方に、ちょっとその当時、全く納入できないという状況まで陥ってしまったものですから、私どもとしては保証人来ていただいて話をさせてもらった経過がございますが、現状は、その方は幸いにも安定した職に就くことができて、現在、きちっと納入されておりますので、その方以外の方については、現在のところ、直接的に納付書を送ったという状況は今のところないということです。

●6番（堀委員） ただ、さきほども言ったとおり2名の方については納入が無い。

それで1名はという中では、やはり連帯保証人のいる中では、やはり、しっかりその方々も含めて返済計画を立ててもらって、そしてそれをできるだけ守っていただくような、そこが経済状況の中で無理になるようになっていけないかなと思うんですけども。

やはり、ただ、状況的にもなかなか好転しない中では、しっかりと返済計画と、連帯保証人も含めた中でやっていただきたいなというふうに思います。

●保健福祉課長（松見課長） 保証人への請求に関しては、これまでもその都度検討してきてございます。

その保証人の方々の経済状況も見ながら、この貸付金については早急な納入、保証人の状況を見ますとそういう状況にない環境にありまして、保証人と借受人双方が経済的な自立と言いますか、そういうようなものを配慮しながらやっていかなければならないのかなというふうに考えてございます。

●委員長（佐藤委員） 他にございませんか。45ページ。

4項受託事業収入。

6項雑入。53ページまでございます。

22款町債、1項町債。57ページまでございます。

なければ以上で歳入を終わります。次、59 ページ、歳出に入ります。

1 款、1 項議会費。

2 款総務費、1 項総務管理費。10 番谷口委員。

● 10 番（谷口委員） わからないので教えていただきたいのですが。被災地支援は、この決算ではどこに出てくるんですか。職員の派遣だとかあるっしょ。

● 委員長（佐藤委員） 休憩します。

[休憩 午前 11 時 48 分]

[再開 午前 11 時 54 分]

● 委員長（佐藤委員） 再開いたします。総務課長。

● 総務課長（會田課長） 大変申し訳ありません。東日本大震災の義援金としては、この一般管理費の総務一般、ここの負担金のところで 50 万円を・・・、総務一般です。62 ページの総務一般。ここにある負担金 694 万 9581 円、この中に 50 万円を釧路町村会ではそれぞれ市町村ごと、50 万円で、北海道町村会に送って、そこから東日本大震災の義援金として東北地方に送られているということでございます。

あと、職員につきましては、一般会計の中では職員の派遣はございません。

● 10 番（谷口委員） 東日本大震災で被災を受けている市町村、自治体は、依然としてきちんとした復興の目処が立たない状況にありますよね。

漁業委関係は、ある程度の増養殖施設だとかそういうものは徐々に回復してきていますが、けれども。まちづくりをどうするのか、あるいは地域全体をどういうふうにしていくのか、そういうところは全くと言っていいほど手がつけられていないという状況ですよ。

そして、その、一部では仮設の商店街だとかそういうもので生業というか、そういうものが始まってきていますけれども、それとて、それぞれ二重ローンの問題だとかいろんな問題があって、恒久的にこうしていこうということになっていないし、あるいは町全体をどういうふうに作り上げていくのか、そしてある程度計画はできてもそれが住民の理解を得ることができるかどうかというところで、非常に苦戦をしているという実態が、町長一行で宮城県を視察されているというふうに伺っておりますし、我々厚生文教常任委員会も先頃視察をしてまいりました。

その中でも、やはり、今後、高台移転だとか実際に被災を受けたあたりをどういうふう活用するのか、そういうことが非常に大変な状況にあるわけですよ。そういう状況であるということは、一つは市役所あるいは役場庁舎が被災から完全に免れたというところはある程度、市役所の職員、役場の職員が確保されているけれども、実際に大きな被害を受けたところは役場ごと無くなっていると、市役所が無くなっているというようなことで、建物だけでなく人的被害も、ものすごいものがあるという状況なんですよ。

そういう時に、全国各地に、厚岸町も被災を受けましたけれども、我々、厚岸町と関連あるところも大きな被害を受けているわけですよ。そういう時に、やはりもう少し人的な支援を、要請があったかどうかはわかりませんが、特に石巻だとか女川だとかね、あのあたりは厚岸町と非常に深い関係が昔からあるのではないかと、捕鯨基地を持っていた時代も含めて、石巻、鮎川というところは厚岸町にもたくさん人が来ていたと思うんですよ。

それから今のカキの問題にしても、やはり、あちらがなければ我々厚岸町も大変なことになるわけであって、そういうことにも関わらず向こうから昨年も稚貝を送っていただいているというような状況を考えると、やはり私はもう少しそういうところに人的支援を、専門技術者等が非常に不足しているというふうに聞いているんですよ。そういうことはできなかったのかどうなのか、今後の厚岸町の何かあった時の事を考えるとこういうこと

がお互いスムーズにできるような環境にすべきではなかったのかなというふうに考えますけれども、そのあたりでどうなのかお伺いをしたいというふうに考えます。

●総務課長（會田課長） お答えをさせていただきます。

今も、北海道町村会を通じて東北の被災地の方からは、職員の派遣の要請はございます。これも23年もずっと毎月といっていいほど来ておりました。

今現在被災地で求めていますのは、先ほど委員おっしゃいましたとおり専門の技術員でございます。土木ですとか建築ですとか、これらの職員が不足しているということで、この要請が大きいと。

ただし、今、厚岸町の職員を見たときに、この専門職が実際に25年度に向けても2名の土木職員を厚岸町は求めていますけれども、そのような状況から、今、現状の職員の中でこの専門技術を持った職員を派遣することは町にとっても非常に厳しい状況にございます。普段の業務をみてもわかるとおり、この専門技術員、特に土木、建築の職員につきましては、ほとんど定時に帰られたことはございません。そのような状況から、その被災地で求めている専門技術職員、町として派遣することは非常に難しかったということでございます。

今後においても、この職員を派遣できるかというところかなり難しい状況にあると。これは厚岸町のみならず、やはり財革等で職員を減員をしてきたということも、原因があるかと思えますけれども、今の状況としては大変難しいと。気持ちとしては、今回、10月に私も被災地を視察してまいりました。気持ちとしては1名でも2名でも職員を派遣したい。職員のためにも1年間、厚岸町の職員でも、もし、1年間そこに派遣された場合には非常に勉強になるだろうという気持ちはございますけれども、今の現状では何ともしがたいというのが、今の町としての現状でございます。

●10番（谷口委員） その厳しい状況については、全国の自治体、みんな同じではないのかなというふうに思うんですね。

ただ、その、話によりますと農村のところの技術員が行っても、結果的にそこに行っても仕事ができないというような事例が生まれてきているんですね。そうであれば、やはり漁村を抱えている町、漁港をもっている町、自治体が連携を取りながら厚岸町だけがするのではなくて、やっぱりそういうことを抱えている町がそれぞれ一定の期間、うちの町で出しましょうとか、そういうことが検討されてよかったのではないのかなというふうに私は考えるんですね。それもだめだったんでしょうか。

●副町長（大沼副町長） 北海道の町村会を通じて、どの自治体でどういう職種の職員で、どのくらいの期間派遣をできるかできないかという打診が、先ほど総務課長が答弁したようにまいっております。

現地の、ある、これは、私の個人的な知り合いの方にお聞きをしたら、短期間の、短期間というのは、その方がおっしゃったのは3ヶ月未満の職員が派遣されてもですね、むしろ業務に支障が出ると。大変、ケースバイケースなんでありましょうけれども、せっかく軌道に乗りかけていたその事務作業が、そういう短期間でその担当者がぱっと居なくなるということになりますと、継続した作業がずっと続く問題が多いわけですから、非常に難しいんだと。できれば、最低でも半年、できれば1年以上というお話なんですね。

そうすると、そういうような状況は管内でも、副町村長会議でも、やあやあこういう要請が来てるんだけど、情報交換として、他の町ではどういう対応をしているんだというようなことも、情報のやりとりはさせてもらっています。

ある町では、職員組合が中心となって、専従とかで、要するに直接役場の業務に携わっていない、専従で出ているというような職員をそちらに、職員組合として派遣をするというやり方をとっていたところもあるみたいです。

厚岸町の場合、特に今言いましたように土木技術者、それから建築技術者ということが要請されている中で、じゃあそれくらいの期間、一人の人間を派遣できるかということ、例

例えば建築の技術を持っている職員、建設課のですね、職員は、今、実際に 23 年度で 1 人途中退職をしてしまいまして、1 人で今やっています。それで、係が 1 人です。そういうような状況の中で、その人間をさらにとられてしまうということになると厚岸町の許認可業務、あるいは事務事業の執行についても多大なる影響を被るというような状況の中で、なかなか派遣に至っていないというそういう状況ではないと。

であれば、北海道町村会でもいろいろ議論をしているようでありますけれども。これは町村会です。市長会、要するに何千人という職員を抱えておられる市レベルの職員数を抱えているところであれば、まだ、多少なりとも融通は利くのかなというふうに考えていますけれども。この町村のように小さい職場で、まして係が 2 人とか 3 人とかという係ばかりですので、その中でそういう相手方の条件を満たしてあげられる職員派遣というのがなかなかできなかった。

一般会計とは関係はありませんけれども、東部消防組合としても 11 人の職員を派遣しました。これは短期間です。1 週間。しかも、なおかつその費用はほとんど国が見ると、130 万。入ってきておりますけれども。そういう条件下で入っていったということでありますので、町としては間接的に消防で頑張ってくれという話でこれまできているという状況であります。

なお、今後におきましても、被災地の方で一定の見通しなりがついた段階では、今まで半年ないし 1 年というふうな要請があったものが、もうちょっと短期間で良いというような、短期間でもいいからというようなことがあれば、十分考えていきたいというふうに考えています。

● 10 番（谷口委員） 町の状況はわかりました。ただ、もう少し考えてほしかったなというふうに思うのは、建築に今配属されているというか、いる人たちだけが技術者の集団では、・・・、建設課か。ではありませんよね。

そういう場合の、臨機応変というか、の時には一定の職員の技術能力、そういうものをやはり町としても把握しておいて、どういう人がどういう時にそういう支援だとかそういうものに回すことができるだとかね、そういうことも含めて私は考えていただきたいなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

● 副町長（大沼副町長） 派遣要請を受けた段階でも、もちろん、例えば厚岸町役場では当時、1 級建築士が 5 名おりました。その方が 1 名、諸事情があつて途中で退職されたという状況です。

そのほかに、どういう今現在、仕事を抱えているか、あるいは家族の状況ですね、単身で向こうに行って十分な仕事ができるような状況かどうかということも考え合わせて、そういう派遣要請に応じるか応じないかという検討をさせていただいております。今後もそのようにしてまいりたいと思います。

● 委員長（佐藤委員） 昼食のため休憩いたします。再開は 1 時 10 分からいたします。

[休憩 午後 12 時 11 分]

[再開 午後 1 時 10 分]

● 委員長（佐藤委員） 再開いたします。61 ページ、
2 款総務費、
1 項総務管理費、他にございませんか。6 番堀委員。

● 6 番（堀委員） 2 点あるので、1 点ずつ。

まず、65 ページの職員厚生費。職員厚生というか給与費でもよかったかもしれないんですけども。臨時採用というか雇用の関係でお聞きしますけれども。

障がい者雇用制度。障がい者雇用率制度というものがありますよね。障がい者の雇用の

促進等に関する法律というものがあって、ここの中で国や地方公共団体等は法定の雇用率というのが定められていて、2.1%というふうになっているんですけれども。

厚岸町の23年度末時点でのこの雇用率が何%なのか、何人なのかを教えてくださいと思うんですけれども。

●総務課長（會田課長） 今、23年度での雇用者数については、5人ですが、この場合、法定雇用にあたっては、障がいの1級、2級の方についてはカウントが2倍、2人分ということでカウントされますので、現在は7カウントということになります。

その率でありますけれども、この2.1%を上回っているということで答弁についてはご勘弁願いたいと思います。

●6番（堀委員） わかりました。ただ、この法定雇用率制度なんですけれども、25年ですから来年の4月1日から変わりますよね。2.3%になるんですけれども。じゃあそのような中においても町としてはこの雇用率制度が守られる見込みがあるというふうに思っているのでしょうか。

●総務課長（會田課長） 24年度、今現在ではこの雇用率は、充足しているところでありますけれども、24年度をもって障がいをもっての職員が2名退職されます。

ですから、25年では1名分不足になるというような状況になっております。この雇用につきましては、実際、その地方公共団体にはこの不足に伴うペナルティーというのは特に課せられてはいないんですけれども、障がい者雇用の状況について公表をされるということのみであります、やはり、町としてはこの雇用率を達成していかなければならないというふうに考えておまして、25年度、さらには26年度、27年度、それぞれ今居る職員が26年度をもって全て退職になってしまうということもございますので、この辺は採用・任用について検討をして、どのような形でどのような職種に配置をしていったらいいのかということも含めて、採用に当たって行きたいというふうに考えております。

●6番（堀委員） 障がい者雇用率についてはわかりました。

続きまして、79ページの財産管理費でお聞きしますけれども。先ほど来、3.11の協力というものが出ていたんですけれども。3.11で被害を受けられた方々で町の教員住宅、空き家の住宅に入っていた方がいたと思うんですけれども。

この間聞いた時には、そこにはまだ人が入っている。それ自体は教育費で聞けばいいのかもしれないんですけれども。ただ、そこにはまだ人が入っていて、引き続き入居されているという状況だというふうに聞いたんですけれども。まず、そこだけちょっと教えてください。

●建設課長（高谷課長） 現在、教員住宅に入居されている、町内で被災された方で3名の方が入居しております。

●6番（堀委員） 去年は、緊急的に居住地を斡旋しなければならなかったような中で、今空いている教員住宅を、それは行政財産の一時使用になると思うんですけれども、使ってもらったわけですね。一時使用という形の中で。

ただ、当然それは年度をまたいで、年度が終わるときにはそれは一旦切れることになりますよね。そうした時に24年度、今現在は、どのような経過でその人方は入居されているのか、それについてお聞きしたいんですけれども。

●建設課長（高谷課長） ただいまのご質問でございますけれども。

23年度限りということで対応してまいりましたが、町営住宅も含めまして北海道、それから他の市町村も、さらに24年度も含めて、まだまだ被災者に対しての、そういった支援が大事だろうということで延長をかけまして当町も同じく1年間の延長をかけたとい

うことで、24年度現在も3名の方が教員住宅に入居中でございます。

●6番（堀委員） ただですね、教員住宅には教員住宅という行政目的があるわけですかえら、当然、今現在、確かに空き家だったのかもしれませんが、教員住宅としてそこに先生方が入居しようとかいう状況になった時には、むしろ一時使用だからすぐに出て行ってくださいという状況にもなるのかなという、昨年、3名の方々に対して他の住宅や普通財産として借家というものがあっただと思うんですけども。そういうところに斡旋や何かというのはされてこなかったのでしょうか。

●建設課長（高谷課長） 当然、そういったことで、一時入居ということで公営住宅を含めて退居なさって空き家になってきている状況もありましたので、その入居者の方には、公営住宅、空き室がでましたのでどうでしょうかという紹介もしております。

ただ、その3名の方、それぞれ体調、それから足が不自由ということで、今回の教員住宅を含めて平屋の部分でございましたので、2階以上のそういった公営住宅にはなかなか無理だということでありまして、教員住宅にそのまま3名の方が入居中ということであります。

●6番（堀委員） そうしたら、その財産管理として、これからも教員住宅がとりあえずはたくさんある中で、空いているところへ学校の先生方が入りたいというまでは、いつまでも一時使用として貸付を行っていくのか、それだと大変居住の安定性を欠くというふうに私だと思うんですけども。

そういうことについて今後、どのようにしていこうという考えはあるのでしょうか。

●管理課長（米内山課長） 教員住宅のことなので私の方からお答えさせていただきます。実は今、お貸ししているといいますか、教員住宅をお貸ししている部分につきましては、教育委員会といたしましては実は、この入居予定が無いという住宅の中に位置づけております。

将来的にはどのような活用を図って行くかということで、建設課とも相談しているわけですが、最終的には今のような貸付が続くのであれば、行政財産としてははずすという方向を含めて検討しているところでございます。

●6番（堀委員） わかりました。ただ、そうすると行政財産からはずして普通財産に移すといった段階で、今度は普通の貸家契約になると思うんですけども。

そうしたときにはやはり教員住宅として用意はしていたんですけども、しばらく空き家であったし、あまり住宅の室というか、さほど今の町営住宅と比べても大変なものじゃないのかなというふうに類推できる、私自体入っていないからわからないんですけども。

そういった時に行政財産から普通財産になりかわって、なおかつ今後も貸し付けようと思うのであれば、修繕関係というのも考えていかなければならないと思うんですけども、この点についてはどのように考えているのでしょうか。

●建設課長（高谷課長） お答えいたします。

今入居なさっている3件の教員住宅でございすけれども、入居に当たりましては入居できる状態、いわゆる修繕をかけながら入居していただいておりますので、もし、今後引き続き普通財産になりまして貸し付ける場合も、これから以降、また修繕も必要かと思うんですけども、とりあえずは今、入居できるという状態で進めてまいります。以上です。

●6番（堀委員） それについてはわかりました。

それに関連してなんですけれども。そうすると将来に町営住宅以外に普通財産としての貸付住宅ができるわけですね。そこに対しての申し込み、そういうものの規定整備が今後きちんとされていくのかどうなのかというのはどうでしょうか。

●建設課長（高谷課長） 今現在、普通財産になっているものもございます。

それから、その中でも解体をしなければならないものも当然、たくさんございますけれども。そういった中で、たまたま今、かなりの年数が経っていて、人が住めないわけではないということで、修繕をかけてそういった入居を緊急的にしていただきました。当然、その入居者の方が違う場所等に移った場合、そういったものも空き家になってくる状況があります。

今、町ではそういった空き家も含めて、いわゆる町の財産として広く処分をしたいということで、家付きで土地の処分を検討している最中でございますので、特に規定をすぐ設けて、その普通財産のいわゆる住居等につきまして特段、今、する考えはございません。

●6番（堀委員） 行政財産として教員住宅を一時使用させましたよと、それはあくまでも災害に遭われた方の可及的な避難処置としての側面があるから、そこで行政財産としての特にということの中で一時使用をさせています。

普通財産に、先ほど来するというのであれば、やはり今度は普通に他の町民が借りたという時だってあると思うんですよ。教員住宅として、つい先頃まであるような中で、あったような住宅においてどんどんどん人住めるのであれば、町営住宅外にも住むところというのもできるようになるんじゃないのかなというふうに私だと思うんですよ。

そこら辺は積極的に、例えば町営住宅が最近、それは住宅管理で聞けばいいんですけれども。町営住宅は最近、入居率が高いですね。空き家が全然出ないとか。そのような中でこういうようなものをもっともっと活用していくというものが必要になってくるんじゃないのかと。

町営住宅としての新たな建設が進まないような中では、やはりこういう普通財産を積極的に活用して貸付をする、そういうものも必要だろうし、そうしたときにやはり一定の基準や何かというのを作る必要があるのではないかと。

今回の災害による一時使用から、普通財産にというような中では、いいきっかけになるのではないのかなと、それらを検討する上でですね。是非、そういった中で検討してほしいなと思うんですけれども、どうでしょう。

●建設課長（高谷課長） お答えいたします。

今、委員おっしゃるように町営住宅の入居率もかなり高くなってきています。住宅に困窮する人もかなり多くなっていると。そういった意味では普通財産を一般的に貸し付けると、窓口を広げるということにつきましては私どもも同じ意見、考えでございます。

ただ、今、挙げられているような教員住宅等々を普通財産に移管しているという物件は、かなり年数が経ってございます。その1件1件、1戸1戸を修繕もしくはそのものをさらに貸し付けるといことになりますと、かなりの修繕費が絡んでくる物件ばかりでございます。

今、委員おっしゃいましたような、普通財産を町民に貸し付けるとい物件のような、貸し付けできるような物件が出てきましたら、当然、それは私どももそういった規定を設けまして対応してまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 1項、他にございませんか。なければ81ページに進みます。

2項徴税費、

3項戸籍住民登録費、

4項選挙費、89ページまで続きます。

5項統計調査費、ございませんか。

6項監査委員費、

3款民生費、

1項社会福祉費。123ページまで続きます。10番谷口委員。

● 10 番（谷口委員） 流用についてお伺いしたいんですが。項内の節間流用ですから、問題が無いんだと思うんですけども。

民生費が随分項目が多いような気がするんですけども、その理由をちょっと説明をしていただきたいというふうにお願いをいたします。

●保健福祉課長（松見課長） 昨年度、流用の理由として度々現れたのは、燃料費の予算不足というところが数件、実は発生しております。燃料費等の電気料ですね、そういったところの不足が生じているというところがございます。

あとの他の理由につきましては、全てではないんですけども、一定の見込みの増減とか、そのようなところでございます。

● 10 番（谷口委員） そうすると、この需用費の主なものは燃料あるいは光熱水費、そちらが不足をして、流用せざるを得なくなっているというふうに理解したんですけども。

例えば、この委託料だとかありますよね。こういうのは問題は無かったのか、その辺はどうなんでしょうか。委託料より・・・、0303250 で委託料が、他の事業 20 節から、扶助費からか、これは減額してもよかったのかどうなのか、これについても説明をしていただきたいというふうに考えます。

ただ、今の説明だけでは、需用費の消耗品で流用しているものもありますよね。流用については、もう少しわかりやすい資料を出してくれたほうが本当はよかったのではないのかなというふうに私は思うんですよ。

もう、それ以上のことは言いませんけれども、他のも全部この 1 項に関わる部分はそのように理解して良いのかどうなのか。一番多いんですよ、項目的に見ると、民生費が。仕事が多いというのものもあるのかもしれないけれども。

●保健福祉課長（松見課長） 説明に当たっての資料の準備、そういった部分では配慮が足りなかったかなというふうに思います。

まず、委託料の件なんですけれども、1 件ございましたが、実は委託料、年間事業で委託先と事業の状況を推計等してですね、3 月までの見込みをたてて一定程度委託料に余剰が出るなどという判断で、実は 12 月補正で一旦、減額したんですけども、結果的に新たな需要が生じてその分も委託をお願いせざるを得ない状況がありまして、その分、また、せっかく落とした分なんですけれども、再度、必要になったという結果で、実はこの委託料が地域生活支援ということで障害福祉サービスのところで 1 件発生したところでございます。

●委員長（佐藤委員） 他にございませんか。9 番、南谷委員。

● 9 番（南谷委員） 3 款 1 項 1 目社会福祉総務費。100 ページですか、ここでお尋ねをしたいと思います。

国民健康保険特別会計、2 億 4700 万、事業額でございしますが、支出済額が 1 億 700 万になっていると。結果的に不用額が 1 億 3900 万発生している。短い間に、その、3 月補正の後に結果こういう数字に至っていると。この辺、詳しくは国保会計でもお尋ねするので、税財政課として、この要因を含めてどのように捉えているのかお尋ねおささせていただきます。

●税財政課長（小島課長） 国保会計の繰出につきましては、22 年度までは繰出基準内で収まってきたところでありますが、23 年度の予算におきましては、国保会計を司る部署において、この医療費のいわゆる給付の関係の増が見込まれると。

一方では国・道から交付される交付金等が減額要素が強いという情報が伝わってきているということで、歳入の方は減額傾向、歳出の方は増額傾向というのが、最終的な 3 月補正段階の情報でありました。

給付に関しましては、歳出計上がなければ支払ができないということもありまして、こちらの方は不足が生じないようにという予算計上になろうかと思います。

歳入の方も確実な見込みの中で計上を予定したところでございますが、結果として、歳出の方につきましては約4千万ほどの不用が出たと。歳入の方では約9500万ほど予算よりも増額となったということで、歳入歳出の状況がこのような状況の中で、結果として、当初、補正等で組みました操出金の不用額が発生したと。この支出の額につきましては、最終的には操出の基準内の額で収まったという結果になったところでございます。

●9番（南谷委員） ちょっと確認させてください。今、歳入の方で4千万、歳出でしょう。歳出の方で。歳入の方で9千万。ということは3月時点では歳入は、おそらく交付状況が厳しいだろうという推測になっておったと。給付の方もある程度前年度と比較して伸びると判断をしたと。4千万くらい多く見ていたと。結果としてこのような不用額の1億3千万くらいのものが発生したと。それも3月末時点では、間に合わなかったと、こういう結果に至ったと。やむを得なかったと、こういう認識でよろしいんでしょうか。

●税財政課長（小島課長） 3月補正予算の調製する時期は、1月の末をもって大体予測を立てるスケジュールで走ります。

その段階で、個々の給付の関係につきましては、2ヶ月遅れで請求が届くということで、1月末の給付額で算定はできないという特殊要因もございまして、わかる範囲の中で請求をたてたんですけれども、その中で不足が生じないようにという方向性の中で予算を組んだ結果と言うことで、ぎりぎりまで確認作業はしてまいりましたが、結果として3月補正ではかような予算を計上した結果、決算において不用額が発生したということでございます。

●9番（南谷委員） どっちも、万が一に備えてそれぞれ最善を尽くした推計だと、こういうふうに、結果は1億3千万の不用額に至ってしまったと、そういうことで税財政課もこういう判断で後処理をされたと、こういう認識をさせていただきました。

細かい話は後ほど、委員長、国保会計の方で確認をさせていただきたいと思います。わかりました。

●委員長（佐藤委員） 答弁はいいですか。

●9番（南谷委員） はい。

●委員長（佐藤委員） 他にございませんか。進みます。123ページ、2項、児童福祉費。139ページまで続きます。ございませんか。

4款衛生費、

1項保健衛生費。149ページまで続きます。ございませんか。

2項環境政策費。159ページまで続きます。

5款農林水産業費、

1項農業費。175ページまで続きます。ございませんか。

2項林業費、185ページまで続きます。

3項水産業費、197ページまで進みます。

6款1項商工費、209ページまで続きます。ございませんか。10番、谷口委員。

●10番（谷口委員） 6款1項、いいですね。

9月の議会で、石澤議員がコンキリエの職員のお金が足りない時の処理の仕方で、職員同士で割り勘みたいな形で負担をしたということで、説明があつたんですけれども。あれは、あれっきりののか、ああいうことが常態化しているというようなことがないのか、その辺ではどういうふうになっているのか説明をしていただきたいなど。もし、ああいうこ

とがまた、何かの形で出てきたのでは非常に信用にも関わる問題ではないのかなとことで、徹底的に調査がされているのかどうなのかその辺についてお尋ねをいたします。

●委員長（佐藤委員） 休憩いたします。

[休憩 午後 1 時 43 分]

[再開 午後 1 時 44 分]

●委員長（佐藤委員） 再開いたします。まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） お答えをさせていただきます。

その事実がはっきりして、早速会社の方に出向いて、経過等も社長である町長と一緒に、原因の方いろいろお聞きをしました。

それで要因としては、3 時時点での担当者に入れ替わりの際にそういうことが生じて、そこを担っていた者同士が、自分たちの責任だという合意の中で、何かこう、お金を捻出して処理をしたということがわかりました。

ただ、それは不適切だということは、当然、こちらの方からも、あるいは上司の者からも伝えて、その後については負担をしていただいたものはお返しをして、欠損金ということで処理をさせていただきました。

過去にはどうだったのかという部分では、そういった欠損金の処理の事例はありますけれども、そこを担当していた者で出し合ったということは無かったようでございます。

それと、それに伴っての会社に対する始末書的なものもありましたし、会社としては、そのようなことが二度と起こらないように、あるいはそういったお金の際というのは、やはりお釣りのやりとりだとかで必ずゼロにしなければならないんですが、どうしても発生するということが考えられますので、再発防止というか、そのチェックリストを会社の方では作って、そういった伝票と金額が合わないことがないようなチェック体制を重視した取り組みを今、行っております。

そして、今後そういった事案が出た時には、このような担当者でというようなことを不適切な処理がなされないようなことで進めていただくように、会社の方の中で周知をいただいているというところでございます。

●委員長（佐藤委員） 6 款 1 項、他にございませんか。無ければ進みます。211 ページ。7 款土木費、

1 項土木管理費。

2 項道路橋梁費。ありますか。223 ページ。

3 項、・・・、10 番谷口委員。

●10 番（谷口委員） 工事請負費でちょっとお伺いたいんですけれども。

入札が何件くらい行われているのか、ちょっとわかりませんが、これに限って伺いたいんですけれども、予定価格と落札額、これは予定価格内にいったものだけが落札していると思うんですけれども。

入札に関わって予定価格をオーバーする落札というのは、札を入れるだけで落札までいなくて、札を入札、そこまでやる段階で予定価格をオーバーしている入札件数というのはかなりあるのですか。落札は当然、予定価格内であると思うんですよ。その辺ちょっと教えてください。

●建設課長（高谷課長） ご質問にお答えいたします。

道路橋梁費のみではなくて、一般的な工事の入札ということでよろしいでしょうか。当然、予定価格を定めてそれ以内のものを最低入札者として、落札といたします。

当然、予定価格に達しないで入札をしている者もございます。いわゆる、100 が予定価

格としましたら、99 が落札者といたしましたら、101 だとか 102 という応札もございます。

● 10 番（谷口委員） それで、今、おっしゃったように、パーセントで言えばどのくらいになるのかちょっとわからないんですけれども。予定価格がありますよね。そして落札額は札を入れた中での一番低かった人に、落札をされると。

それで、予定価格の範囲内に何社かが入ると、それを結果的に、はみだすのとあると思うんですけれども。この結果、入札によって 1 社か 2 社は、例えば 5 社参加した場合に、1 社か 2 社は予定価格内だったけれども、他の 3 社か 4 社は全部、予定価格をオーバーする、そういうその入札というのは厚岸町ではあるんですか無いんですか。

● 建設課長（高谷課長） 手元に、今現在、入札の結果表というものは手持ちにないんですけれども。

今までやった中で、全てが予定価格以内に入札をしているという状況ではなく、5 社なら 5 社の内、3 社は入札予定価格以内で入札をかけていますけれども、2 社が予定価格以上の入札をしているというような例は、ままございます。

● 10 番（谷口委員） ままあるというのは、いろいろ考えられますよね。

100 件入札予定の企業があったと。その内、1 件おきぐらいにあるのもままだし、3 件おきぐらいにあるのもままだ。ままとというのは、だからどこまで言えばままなのか、私は正確な言葉の使い方がわかりませんけれども。

一般的には、厚岸町で考えているのは、80 % くらいまで予定価格以内にすむけれども、それ以外では、たまにあるというふうに理解するのが、ままあるということなのか、その辺はどうなんですか。予定価格の意義について知りたいんです。

● 建設課長（高谷課長） 今、ご質問者おっしゃられている予定価格の意義ということで、最後に言われたんですが。

あくまでも、私ども、予定価格を定めるためには公共の工事の発注におきましては、北海道土木部の積算基準なり北海道の単価を使いながら、単価のないものについては見積もりを徴して、各歩掛を作りまして定めております。それにつきましては、一般的に地方それぞれ生コンクリートだとかいろんな状況で、地区単価として定まっているものもございます。

当然、それに関して工事を発注して一般的な積算基準、積算要領等々、土木、建築工事それぞれございまして、それらにつきましては当然、入札参加業者は積算要領なりは当然、一般的に、同じくわかっております。積算システムも同じような、似たようなものも出回っております。ですから、公共工事に携わる業者さんにとりましては、当然、そういう歩掛、積算基準等々に従って積算してきて、あと、実際はその会社、会社のいわゆる組織だとか経費の取り方等々、利益の出し方等々で個々当然、入札する価格というのは変動があるかと思えます。

その結果として入札の厚岸町、私どもが予定価格としたものを上回る者下回る者、当然、それは各企業の采配の部分になってきますので、それで落札している、落札しただけでも一番最低で落札している企業、それが予定価格に達しない企業というふうに当然、一つの工事に対しても、その会社、会社のスタンスも含めて落札が決定するものというふうに考えています。

どのくらいの率で予定価格以上なのか、予定価格以内なのかというのは、今、ここで統計的にもまだ、整理しておりませんので、先ほど私が申し述べましたように、入札の結果を今、ずっと一つずつ分析というんですか、記録で整理してございませんので、どのくらいの率かというのは、今、言える状況ではありませんけれども、先ほどから言っていますように、予定価格以内で落札している者、入札をしている者と予定価格以上で入札をしている者、それぞれございますということでございます。

● 10 番（谷口委員） きょう、急にこうやって言ってもあれなので、できれば後の機会に教えていただきたいなと思いますので。

例えば、さっき課長が答弁したと同時に、結果的に落札する意思があるのかないのかわからないけれども、何回やっても落札しないと。

あるいは、予定価格以内に到達しないで入札だけには参加しているというような業者と、いうのはいるのかどうなのか、その辺はどうですか。

● 建設課長（高谷課長） 当然、私どもの入札に参加する業者で、入札工事に対して消極的な者についてという今のご質問かと思うんですけども。そういった認識ではございません。

当然、競争でその物件を落札して、その企業の経営を支えていくというものでございますので、競争によって落札した者、競争したけれども落札できなかった者と私どもは捉えております。

● 10 番（谷口委員） そうすると結果的には、今、課長がおっしゃったように理解をしなければならぬということになると思うんですけども。

継続して入札しても、厚岸町の工事では落札しないという業者というのがあるのかそれを聞いたかったのさ。そうしたら、そういう業者はどこで入札したり事業を展開するのかね、ということなんです。いつも予定価格をオーバーしている、あるいは絶対落札できないような額を入れるというようなことがないのか、つきあいみたいな形で入札に参加するというようなことは厚岸町では絶対無いのかということなんです。そのあたりはどうなんですか。

● 建設課長（高谷課長） 今のご質問でございますけれども、私ども、入札を執行してまわって、私、去年もことしも入札執行を行っておりますけれども、そういった落札をお付き合いで入札に参加しているという業者は、私どもはそういう認識ではございません。

先ほどから申しているように、当然こちらのいろいろな工事に参加いただいて、いろんな企業が、業者が落札してお仕事をやっていただいているというのが事実でございますので、私どもの認識として、お付き合いで参加されているというような認識は全くございません。

● 委員長（佐藤委員） 2 項、他にございませんか。なければ進みます。223 ページ。

3 項河川費、229 ページまで続きます。

4 項都市計画費。

5 項公園費。

6 項住宅費、237 ページまで続きます。6 番、堀委員。

● 6 番（堀委員） 2 点ほどあるので順々に聞きます。

まず、231 ページの建築総務費で聞きます。建築基準法なりで建てられた建物、町内には老朽化して古くなって、例えば風で飛びそうとかトタンが剥がれそうとか。地震によって傾いた建物とかがあった時に、建築基準法的に行政指導、改善や補修なりを行政指導する権利というか、そういうものができると思うんですけども。

23 年度時点でそのような指導を行った建物等は何件あったのか。また、それによって指導を受け入れて改善をしたという住宅が何件あったのか教えていただきたいと思います。

● 建設課長（高谷課長） ご質問にお答えいたします。

建築基準法の今のご質問でございますけれども、第 12 条で建物の使用者の安全に対する、いわゆる、安全に努めなければならないという項目でございまして、23 年度にそういった物件で指導をお願いした物件が何件あったのかというご質問ですけども。

23 年度についてはそういった物件については、経過としてはございません。

●6 番（堀委員） ただですね、不良住宅というか、空き家になってしまって長年ほっとかれて、それが台風の時にどんどんどんどん壊れやすくなってしまって、結果的に大きな災害がきた時に他の住民等にも大きな影響というか、二次災害を引き起こすような危険があるというような場合等も想定されると思うんですよ。

やはり、そこら辺はしっかりと行政指導をしていくべき体制をとっていく事が必要じゃないのかなと思うんですけども、その辺の認識はどうなんでしょうか。

●建設課長（高谷課長） そういう体制をとっていくという認識、当然、私どもも限定特定行政府として建築行政、建築の確認行政を扱っている者でございます。

廃屋も含めましてそういった対応につきまして、北海道内でもですね、いろんな建築係、建設課建築係ではなくて、いろんなセクションでそういった問題、消防も含めましてそういった安全対策等々、どこがやるべきかということで私どもは一方的にそういった物件について法の下に是正をしてください、安全に努めてくださいということも申し述べなければならぬと。

それから消防にとっても、そういった防災の観点から当然、消防としてもやらなければならない。いろんな機関、セクションで対応しなければならないということで、いろんな意見が今、出されております。

当町におきましてそういった物件、以前からそういった物件がありますけれども、23 年度につきましては直接的な指導がなかったんですけども、22 年以前に一括して、30 件ほどだったと思うんですけども、持ち主に対してそういった危険性があるので、そういった処置で安全に努めてくださいということで、文書なり通知なりをした経過もございます。

それにつきましては、23 年度も含めましてさらなる検証で、また、やっではございませんけれども、当然私どももそういったことで建物について一定程度の安全について行政的にやっていかなければならないということなので、今後引き続き何が一番適切な方法なのかも含めまして対応してまいりたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

●6 番（堀委員） それについてはわかりました。

それで、続きまして次ページ、233 ページの住宅管理費で聞きますけれども。町営住宅なんですけれども、平成 23 年度の募集戸数と応募戸数をまず教えていただきたいなと思います。

それと、当然、23 年度の、収入申告に基づいての認定というものがされていると、家賃の算定のための収入申告というものがされていると思うんですけども。そのような状態の中で収入超過者とかが、あるいは高額所得者と今言うのかな、そういった方々が何人いたのか教えていただきたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 休憩いたします。

[休憩 午後 2 時 05 分]

[再開 午後 2 時 13 分]

●委員長（佐藤委員） 再開します。建設課長。

●建設課長（高谷課長） 大変貴重なお時間をいただいて申し訳ありません。

ただいまのご質問でございますけれども。応募状況でございますが、募集を 3 回行いまして、募集戸数 10 戸に対して応募者数が 31 名でございました。その内、23 年度の収入超過者は 19 名、入居者の中で 19 戸が収入超過者でございます。

●6 番（堀委員） 収入超過者以上というふうに理解していいんですよね。

●建設課長（高谷課長） 収入超過者です。高額所得者はありません。

●6番（堀委員） ただ、これら19名の収入超過者の方々、それじゃあ当然、空け渡し義務が発生すると思うんですけれども。そのような手続き関係というのはされているのか。

また、それを受けて退居された方々というのは何人いるのか教えていただきたいと思います。

●建設課長（高谷課長） お答えいたします。

法によって収入が、公営住宅法の施行令第6条第3項の基準を超えているということで、その該当者の皆さまには、町営住宅の収入超過者認定通知ということで通知をしています。

告知事項ですけれども、収入超過者として認定されていますので、収入が基準を超えているから法によって空け渡しをしてほしいということで認定の通知文を出しております。実際にそれに伴って空け渡しがされた方はこの19人の中では0人でございます。

●6番（堀委員） そうすると、23年度の収入認定において、19人の収入超過者がいたけれども、空け渡し請求したけれども退去者が0だったと。じゃあ、これら19人というのは22年度も収入超過者としていたんでしょうか。

空け渡しの効力というか、空け渡し請求の効力というか、そういうものはどのようなになっているんでしょうか。

●建設課長（高谷課長） そういった効力についてでございますけれども、あくまでも町につきましては収入超過者として認定されたので空け渡ししてほしいということの通知をすることで、強制的に退居をさせるという法的な手続き上やれるということでは今のところになっておりません。

ただ、高額所得者、先ほど委員おっしゃいました高額所得者に認定となった場合には、当然、通知だけではなくて本人と面談して、当然、もっと強い状況で退居を迫るという一定の手順がございますけれども、先ほどの19人の収入超過者に対しては、通知をしてそういった超過者として認定したから、当然、収入超過者でございますので、公営住宅に入る基準以上の収入でございますので、空け渡しするよう努めなければならないという内容に基づいて、そういった文書で通知をしているという状況でございます。

●6番（堀委員） 私の認識が間違っていたならあれなんですけれども。今、課長が言われたのは古い公営住宅法じゃないのかなと。何年の改正だったかと思うんですけれども、それでは今まで収入超過者は確かに課長が言われたように空け渡しの努力義務があって、高額所得者については空け渡し義務が生じるというのだったんですけれども。それが変わって収入超過者に対して、今度はより厳しくなって、収入超過者に対して空け渡し義務が発生するように変わったのではなかったかなと私だと思うんですけれども。認識が間違っていたらごめんなさい、教えていただきたいと思います。

要は、23年度募集戸数が10戸に対して応募が31件、選外が21件あるわけですよね。じゃあこれら収入超過者の人方が逆に民間の住宅とかに移っていただけると住宅に困っている人方というものが、もっともっと入ることができたんじゃないのか、それだけ今、町内の住宅環境、確かにアパート関係はあるのかもしれませんが、例えば収入の低い方々が入るような住宅というものを考えた時には、それらが少ないから、やはりこれだけの21件も選外の部分があると。収入超過者が19名もいるというのであれば、やはりそこら辺の対策というものを考えてもらわなければならないのではないかと。

これは新規の町営住宅を建設するというのも一つの手でしょうけれども、そこら辺は、よく住宅マスタープランの見直しとかそういう話にもなると思うのでそこはいいんですけれども。

ただ、やはりそこら辺のことはきちっとやっていくべきじゃないのかなと。それだけ住

宅に困っている人方が今現在、私は多いというふうに思っていますから。そこら辺の対策というのをしっかりしてほしいなと思うんですけれども、どうでしょうか。

●建設課長（高谷課長） ただいまのご質問にお答えいたします。

委員おっしゃるように、厚岸町営住宅含め、民間の住宅も含めて住宅政策的に有り余っている戸数ではございません。住宅困窮者等々、いわゆる収入の厳しい方も含めてかなり困窮されている状況は私どもも同じく認識しております。

委員おっしゃるようにそういった超過者の問題等々ございまして、その方々が出ていただければもっと入居できる方が、当然入らなければならない方が入居できるということでございます。そういった状況も踏まえながら、今委員おっしゃったようにもう少しその問題について、深く私どもも認識を深め、そういった状況を改善すべく、こういった方法がベターなのか、少し研究させていただきますので、よろしくお願いいたします。

●委員長（佐藤委員） 他に6項ございませんか。12番、室崎委員。

●12番（室崎委員） 今の議論の中で、ちょっと大事な点が一点曖昧になっているので明確にしておいた方がいいと思うのでお聞きします。

6番堀委員の方から、今、公営住宅法の改正があって、空け渡し義務というのが明記されたんではないかという指摘があったんですが、それは法律の改正の問題ですから、これはやはり質問者から出ている以上、答弁者の方では、いやいやそんな改正はなくて当初どおりだということか、あるいは何年の改正で今はこういう義務になっているというものが無いと、その後の答弁が曖昧で終わるのでは無いかと思いますので、その点明確にしていきたい。

●建設課長（高谷課長） ただいまのご質問でございすけれども、そういった法が改正があって空け渡し義務がもっと働いているのではないかと、改正になっているのではないかとございすけれども、法の28条で収入超過者に対する措置等という条項がありまして、入居者は引き続いて3年以上入居している場合において、基準を超える収入がある時は、空け渡すように努めなければならないとされておりまして、この条項については変わってございません。

努めなければならないということでございすので、ですけれども、先ほどおっしゃったように私どももその辺も含めまして、何とか改善を図るべくもう少し勉強させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

●委員長（佐藤委員） 他にございませんか。なければ進みます。237ページ。8款1項消防費。6番、堀委員。

●6番（堀委員） 237ページ、常備消防費でお聞きしますけれども。消防には消防団員というものが各、分団分団にいるんですけれども。団員定数というのは何人で、現在何人なのか、それを教えていただきたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 休憩します。

[休憩 午後2時24分]

[再開 午後2時28分]

●委員長（佐藤委員） 再開します。総務課長。

●総務課長（會田課長） 現状の定数と人数をお答えいたします。定数185。それに対して人数が179ということでございます。

● 6 番（堀委員） 185 に対して 179 ということで、比較的充足されているのかなというふうにわかって安心したんですけれども。

いわゆる、ここら辺、地域消防力をどのように維持していくか、例えば災害の時にも消防団員の力というものは大変大きなものがありますし、そういう防災や減災なども考えた時にはやっぱり地域消防力としての消防団員の維持とうものには常に気を配っていただきたいし、また、団員の確保というものにも常に意を配して取り組んでいてもらいたいなと思うんですがどうでしょうか。

● 副町長（大沼副町長） 消防団員の定数等に関する条例の所管事項は、東部消防組合議会で議論をいただいております。

今、総務課長から答弁させていただいた消防定数の見直しにつきましては、去る 5 月に開催しました東部消防組合議会で議論をいただいて、決定をいただいたという内容でございまして、その中でも、一部議論がありましたけれども、これまでの条例定数の状況等々を勘案し、それから、各分団の数の説明もさせていただいて、その上で決定をいただいたという内容になってございます。

当然、消防力の組織、消防力が低下することがないように適正な配置に努めていきたいと、そのように考えております。

● 委員長（佐藤委員） 1 項、他にございませんか。無ければ進みます。243 ページ。9 款教育費、1 項教育総務費。251 ページまで続きます。3 番石澤委員。

● 3 番（石澤委員） 今回の教職員給与の調査に関する中間報告が道でされたみたいなんですけれども。厚岸の場合に、調査の方法で、授業のある時間帯に行われたというところがあったみたいなんですけれども、厚岸の場合どうなんですか。

● 管理課長（米内山課長） 今回の調査でございますけれども、事前に全ての日程を調整いたしまして、先生の授業の無い時間を選んで事由調査の時間とさせていただいたところでございます。

● 3 番（石澤委員） あと、市町村教育委員会が認めた教育研究団体の一部の業務についてまで、給与の返還対象とされたところもあるみたいなんですけれども。厚岸はそういう対象には、返還の要求とかは無かったですか。

● 管理課長（米内山課長） 当初の段階ではですね、町立教育研究所の部分は問題が無かったんですけれども、それに関わる監査事務とかそういった部分に関して一部疑問がありということで調査は始まりましたけれども。

最終的には、それは問題となっていないところでございます。

● 10 番（谷口委員） 5 目の就学奨励費でお伺いしたいんですが。

● 委員長（佐藤委員） 何ページですか。

● 10 番（谷口委員） 249、いいんですよ。

● 委員長（佐藤委員） はいどうぞ。

● 10 番（谷口委員） 奨学審議会、開かれたようなんですが、この年度の奨学申し込みは、何件あったのか。それで、その申し込みがあったのが全て認められたのかそのあたりはどうなんですか。

●管理課長（米内山課長） 今年度、23 年度ですね。少々お待ちいただけますか。

●委員長（佐藤委員） 休憩します。

[休憩 午後 2 時 34 分]

[再開 午後 2 時 35 分]

●委員長（佐藤委員） 再開します。管理課長。

●管理課長（米内山課長） 申し訳ございません。志願された 6 名の方々の学校の内訳でございすけれども、大学が 3、それから短大が 1、専門学校が 2 ということで、合計 6 ということでございます。その内大学の 1 名が収入オーバーという判定でございす。

●10 番（谷口委員） 結果的に収入オーバーで 1 人は残念ながらだめだったということな
んでございますが、例えばこの、だめということになりますよね。そうしたらその人はも
う、そこでほっぱり出して終わりなんですか。例えばその後大丈夫なのかなとか、そうい
うことは考えてはいないのかどうなのか。

それから決算で奨学資金の収入については、ここに出てきませんよね。それで、貸付し
ている奨学金の返納状況は改善されてきているのかどうなのか、それを教えてほしいん
です。

●管理課長（米内山課長） まず、否とされた方のその後の手当でございすが、もちろ
ん最終的にはご相談に乗ると言うことになるんですけども。

新たな奨学制度があるかどうかということであれば、他の制度のこともご紹介申し上げ
ますけれども、この方については特段ご相談は特になかったということでございす。

それから奨学金全体の償還の状況でございすが、一時期と言いますか今現在もそう
なんですけども、固定的に残っている部分は除きまして、順調に返還はされてござい
すし、長期で返済が滞っている方も本当に十数年ぶりとか何十年ぶりに 1 回とかとい
うこともございすし、こういうことがある以上、これからも地道に徴収の努力をしてまい
りたいというふうに考えているところです。

●10 番（谷口委員） そうすると今、ここ数年といたしますかね、そういうその返還が始
まっている人たち、償還が始まっている人たちは順調に推移しているというに理解してい
いんでしょうか。

●管理課長（米内山課長） 近年の貸付をする際の手続き状況も変えまして、その後の返
還については滞っているというのはございません。

●委員長（佐藤委員） 1 項、他にございませんか。9 番南谷委員。

●9 番（南谷委員） 9 款 1 項 3 目、教育振興費 246 ページ、学校教育係、町立研究所。

この事業予算が当初 190 万計上されておりまして、ここでお尋ねをさせていただきます。
不勉強で恐縮なんですけれども、学校の先生の教育に関わる研修というふうに伺ったん
ですけれども。この組織の概要というんですか、どういうことでこの組織が設立を見て
いるのか、また、どんな事業をされているのか。

そして平成 23 年度はどのような活動をされて、結果的に不用額 46 万 9 千円発生して
おります。この内容についてお尋ねをさせていただきます。

●管理課長（米内山課長） 厚岸町立教育研究所でございすけれども、これは厚岸町立
教育研究所設置条例に基づいて設置されているものでございす。

目的は厚岸町教育の実態に対する諸問題について研究・調査を行って教育力の向上を図るということと、地域性豊かな教育の進歩改善を図るために設けているものでございます。

まず、どのような活動をするところかといいますと、事業としましては教育研究会を開催する、教職員の研究部会を構成しまして部会ごとに活動をする。それから教職員の研修、講演会、講習会などを実施する。それから学校教育に必要な調査、統計資料の収集、研究集録等の発行に関するを行う。それから児童生徒の体育、文化、その他行事に関するを行う。その他は教育振興に関するということでございます。

実際には、なかなか目に見えてこない部分でございますけれども、例えば、美術・書道展の開催とかをしているのが一般的にはご存知かと思いますし、小学校陸上、これを行っているのも町研の部分でございます。さらには、社会科副読本厚岸、この編纂に関わっているのがこの研究所の仕事でございます。

23年度の主な事業でございますけれども、各部会ごと細かくなりますと結構多くなりますけれども、総じて言いますと研究大会への参加、それから学校の教育研究大会への参加、それから代表者会議、各部会でいきますと先ほど言いました体育実行委員会でいきますと小学校陸上ですとか、文化行事実行委員会でいきますと美術・書道展の開催。

ただ、そのような活動をするんですけれども、やはり厚岸の教育に携わる先生方の教育力の向上を図っていただくということが大前提でございますので、できるだけ予算をつける中で活動をしていただくという思いを持っているところでございますが、その思いがここ数年同じような金額で推移して、155万という補助金を出してまいってございますが、近年学校が減った教職員が減ってきたということの中で、この額の不用額が出てきた経緯でもございます。主なものは大体そのようなことになろうかと思います。

● 9 番（南谷委員） ただいまの説明を聞きますと、学校の先生だけの対象ではなくて、広く子どもたちも学生もということになれば、かなり大きな影響力を持った組織であるのかなと理解をさせていただきました。

要因というのは、そうすると、学校の統合によりまして総体数字が、事業費が減ってきていると、こういうことだったんですけれども。

私はやはりですね、厚岸町の将来を担っていただける子どもたちに、子どもたちもそうですし、そのそういう組織でしっかり頑張ってもらうためにはですね、不用額がむしろ流用していただけるくらい事業活動をしっかりしていただいて、この関係については頑張っていたいただかなければならないのではないのかなとかように思うんですが、いかがでしょうか。

● 教育長（富澤教育長） この点については、私も同感です。

実は、ここの不用額を出している部分について言うと、研究研修費の部分なんです。というのはこれは大きくは管内の学校教育研究大会への参加費とそれぞれの科目部会の町内旅費等々に充てていたものなんですけれども。実はやはり先生たちが減っていくことによって、町内だけで研修をするというのが難しくなっているというのが実態だろうと思うんです。

ただ、今までの予算の使い方の中で、それ以上大きく踏み出しなかったというふうなこともあって、今年度については私ももっと積極的に先生たちの研修に出してほしいと。これは町内で研修、研究ができなくなっているという実態を踏まえれば、当然、その、管内の、例えば優秀な先生方の授業を研修させていただくことですか、あるいはもっと大きな大会に参加して、その研修内容を学校に還元するですとか、そういうふうなもっと広い見地で研修をしていただかないと。

特に若い先生が増えて、中堅の教える側の先生が少ないという町の実態を考えると研修費はもっとあっても足りないくらいではないのかというふうな事の中で、校長先生と協議をさせていただいております。

今後については、是非有効に使ってもらいたいというふうに考えております。

●9 番（南谷委員） 大変前向きなご答弁をいただいたんですけども。

先ほど来、正に、私もうんうんと思っていたんです。よくよく考えましたらですね、統合の問題というのはですね、23 年度に始まった問題ではないんですよ。23 年度も当初計画を立てる段階で、統合の問題というのは決まっているんですよ、今、考えたら。そうでしょう。

やはりね、しっかり計画というのは立てていくべきだし、むしろ少なくなる人数というふうにはならないと思うんですよ。当然、少なくなるわけだ、学校の先生が。当初から、なって急に統廃合ありましたよということにはならないと思うんですよ。事前に進めてきているのは教育委員会も関わってきていることだから。やはり、予算を立てるときにしっかり腰を据えて、今、教育長が言われたように先生たちの教育、これも積極的に参加をしていただけるような体制作りというのも必要だし、子どもたちに大いに力を入れられるような環境作りに努めていただきたいと思います。

●教育長（富澤教育長） 私もそのように思います。

先生たちの教育、子どもの学力も言われている中で、一番大切なのはなんといっても教員が最大の教材であるというふうに言われております。

是非、先生たちの研修に力を入れるように、そしてその見方ももう少し広げて、広い見地で研修を見るように町研の方とも話し合いをしていきたいと思っています。

●委員長（佐藤委員） 他にございませんか。休憩します。

[休憩 午後 2 時 50 分]

[再開 午後 2 時 51 分]

●委員長（佐藤委員） 再開します。管理課長。3 番委員の答弁の補足でございます。

●管理課長（米内山課長） 先ほど給与費調査の答弁の中で、町研の部分での処分というのはないというふうに申し上げましたけれども。そのとおりでございますが、うちの方の認識としてはそうなんですけれども。

そのほかの外部団体、総じての結論はまだ出ていない状況なものですから、そのほかの部分については、まだ保留ということでございますので、その辺補足させていただきたいと思います。

●管理課長（米内山課長） なければ進みます。251 ページ。

2 項小学校費。261 ページまで続きます。10 番谷口委員。

●10 番（谷口委員） 準要保護なんですけれども。23 年度は前年度と比較してどうだったのか、増えたんですか減ったんですか。

●管理課長（米内山課長） お答え申し上げます。

今、準要保護の部分でございますけれども。準要保護でいきますと 22 年が 97、23 年度が 99 ということで 2 名ほど増えてございます。

●10 番（谷口委員） これは小学校だけですか。それとも中学校も含めてこういう数になるのか。それと全体的には児童生徒は今では増えているんですか減っているんですか。

●管理課長（米内山課長） 小中併せての数字でございます。それで、児童生徒数でございますけれども、22 年度が 825、23 年度が 803、減ってございます。

従いまして割合と言いますか、これは要保護、準要保護、これ総じて二つ併せての数字になりますけれども。これは 19 年度が 14.91 % ですので、ことし、23 年度は 15.69 ですよ。

で、率においても伸びてございます。

● 10 番（谷口委員） それで、結果的に今の経済状態だとか、そういうものを現しているのかなというふうに思うんですけども。

子どもたちは全て教育を受ける義務があるわけですし、その環境をきちんと作っていくというのは親の責任であるのと同時に公の責任でもあるわけですね。そういうことを考えると一人の子どももそういうところから落ちこぼれないような体制をきちんととおく必要があるというふうに思うんですけども。

これは年々増えてきているのかなと言う気がするんですけども、24 年度においてもこういう傾向が止まらないような状況になっているんでしょうか。そのあたりはどうなんでしょう。

● 管理課長（米内山課長） まず、24 年度はまだ年度途中でございますので、比較はできませんけれども。

ただ、このデータは数、10 年単位でデータをとってございます。ただ、それによりますと、やはり率でいきますと、ここ 10 年くらいでいけば大体 18 %を超える年度が平成 19 年度にございました。生徒の割合に対して要保護、準要保護の占める割合が 18 %を占めたという年度がございます。

実はこの部分からちょっと制度の部分のいろいろなお話が出てきてございますが、何とか制度を若干ちよすような中でですね、実は収入の率を変えないで、大都市においてはその率を上げてしまったというところもありますけれども、それを変えないために多少制度を調整させていただく中で進んできてございます。

この率は、生徒も少なくなってはきていますが、率自体も先ほども言いました 22 年度が 19 年度から下り坂の底でございました。今年度は若干上がっていますので、23 年度は上がっていますので 24 年度においても同じような推移なのかなというふうには推測しているところでございます。

● 10 番（谷口委員） 厚岸町の目安というか基準は、生活保護の 1.2 倍ということで今もやっているというふうに考えていいんですか。

● 管理課長（米内山課長） そのとおりでございます。

● 委員長（佐藤委員） 他にございませんか。休憩いたします。再開は 3 時 30 分からいたします。

〔休憩 午後 2 時 57 分〕

〔再開 午後 3 時 30 分〕

● 委員長（佐藤委員） 再開いたします。251 ページ、小学校費。他にございませんか。なければ進みます。261 ページ、

3 項中学校費。271 ページまで続きます。

4 項幼稚園費。

5 項社会教育費。289 ページまで続きます。

6 項保健体育費。299 ページまで続きます。

11 款 1 項公債費。ございませんか。

12 款 1 項給与費。ございませんか。

13 款 1 項予備費。ございませんか。

以上で歳出を終わります。次に 305 ページ。実質収支に関する調書でございます。ございませんか。9 番南谷委員。

● 9 番（南谷委員） ここでですね、若干、委員長、広がるんですけども総体的にお伺わさせていただきます。

平成 23 年度の実質収支 5 億 5600 万、そしてその内、自治法の第 233 条の 2 に規定によりまして基金の繰入額が 3 億ということでございますけれども。この、総体的、23 年度の収支、対前年度と比較してですね、この実質収支だけでも見ても、前年よりも上回っているんですけども。

基金の積立残高、今回ですね、23 年度の一般会計歳出決算資料の 44 ページですか。ここに前年度対比の表があるんですけども、3 番目に歳入歳出差引額 C、ここで対前年比 7200 万ほど上回っている状況にありますけれども、実質ですね基金の繰入残高が私なりに調べさせていただいたんですけども、このページ隣の右側に確か 23 年度で基金の方に備荒の関係で 1 億既に積んであるよと、この数字がこの中に含まれないような状況になって、それも含めてですね、総体的に私なりに試算をさせていただいたんですけども、平成 22 年度と対比しましてですね、概ね同じような状況、最終的な数字になるのかなというふうに理解をさせていただいたんですがいかがでしょうか。

● 税財政課長（小島課長） 23 年度の決算の状況でございますが、実質収支につきましては委員おっしゃられるとおり、5 億 5696 万 5 千円ということで、前年度と比較いたしますと 8315 万 8 千円の増ということになってございます。

前年度と同じように 3 億円を財政調整基金の方に繰り入れたということで、翌年度に繰り越す財源としては約 8 千万ほど多く繰り越すことができたということで、24 年度の方の財源の方にあげたということでございます。ということは前年度と比較しますと、若干多く残すことができたということに相成ります。

それ以外の見方として、委員おっしゃられましたとおり、積立金の取り崩しと、それから積み立てた部分との比較も当然、これ必要でございます。委員が以前におっしゃられておりました実質単年度収支という見方を、やっぱりするべきではないかと。その中に我々もその意見を受けまして全積立金、いわゆる従前は財政調整基金だけだったんですけども、全積立金、それから備荒資金組合の超過納付も同様の見方ができるということで、これを含めた中での実質単年度収支というのはどうなのかということを、今回、決算資料の 44 ページに記載させていただいております。これを見ていただきたいんですけども、本年度は 8297 万 9077 円という数字でございます。この数字を同様に前年度の分も計算して比較する数字を記載させていただいておりますが、前年度は 2 億 2024 万 7268 円に相成っております。

これを前年度と比較いたしますと、1 億 3727 万 1 千円減少しているという形にはなっています。プラスではありますけれども、前年度と比較するとこの部分が数字的に少なくなっている。

これは何を意味するかと申しますと、22 年度よりもその、財政的な余力が縮小したと。プラスではあるんですけども縮小したということが言えるかなというふうに思っています。

この要因といたしましては 23 年度におきましては給食センターという大型事業も完成させることができました。ここにも財源、使っております。

一方では、普通交付税の算定が、これは先ほど来の質問の中でもありましたけれども、普通交付税の算定が結果的に厳しい算定になってしまったと。こういった要因がこの状況に作用しているのかなというふうには思っております。

ただし、まだ、依然としてプラスの状況にはあるということで、実質収支的には前年度よりプラスの数字ということで、状況的には総体的な、概括的な説明としてはこのような状況になるのかなというふうに思っているところでございます。

● 9 番（南谷委員） 今言うように正に 8200 万ほど、約 8300 万くらいの分で、今年度ね、というふうに捉えていたんですけども。

ただ、僕、気になったのは 23 年度に 1 億積んでいますよね。総体でね。それは僕の試算なんですけれども、それを含めるとこの 2 億 2 千万と対比して 3700 万くらいの違いかなと。

こういうふうに捉えたんですけれども、そういう考えというのはまずいんでしょうか。

●税財政課長（小島課長） この最後の10番目の全基金を含めた単年度収支ということで、全基金という表現になっていますので、おっしゃられる部分の1億も含めた中での数字ということになってございますので、ご了解いただきたいと思います。

●9番（南谷委員） 結果的にはこういう数字に至っているんですけれども、国の交付金が厳しい中で最終的には平成23年度の決算数字というものがこのような状況に収まっていたというふうに、職員のみなさんに私なりに敬意を表しているところでございます。

そこですすね、もう一点お伺いさせていただきたいなと思ったのは、監査委員の報告書。昨年度も私、質問させていただいたんですけれども。監査委員の報告書の意見書の結びの部分で一般会計についての意見書がでございます。この監査委員の28ページ、意見書結び。ここにですすね、しっかり監査委員も審査をされまして、不用額について今回監査委員の意見書を見ましても非常に運用について細かく記載がしてございます。そんな観点から始め、このパーセントを見た時に正直言って前年対比、倍くらいの数字になっているということで、正直言って驚いたんですけれども、正に1億、国保会計での不用額というものが発生している、それを差し引いても2億2千万くらいの数字になるということで、大体前年度と同様の不用額が総体的に一般会計で発生していると。この辺につきましてどのように捉えているのかお伺いをさせていただきます。

●税財政課長（小島課長） 委員おっしゃられるとおり、また、監査委員のご指摘にもあるとおり前年度よりも多く不用額が発生してございます。

その大きな要因は、委員から先ほどご質問があったとおり国保会計への操出金、これが例年以上に多額に発生したと、この部分が本当に大きな要素としてございました。それ以外にあったのは除雪の部分でございます。これにつきましては、3月31日まで春の大嵐が荒れて速やかに除雪をするための予算というのは計上しておく必要があるということで8千万円程度の予算を組んでございましたが、結果的には2700万程度残ることに相成ったということがございます。

そういった諸々のことが要素としてありますが、不用額につきましては、当然しかるべき見込みの中で3月補正を組んでいるわけでございますけれども、結果的にこのような状況に相成っているところでございまして、監査委員のご指摘のとおり的確なる予算執行を図るよう望みたいと。

ただし、これは使い切り、予算を使い切れれば良いということでもございませんし、その努力の結果という側面もあるということをご理解いただきたいと思いますところでございます。

今後におきましては、最終の補正予算に向けてさらに見込額の精査に努めながら、この不用額の部分につきましても対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

●9番（南谷委員） 除雪の関係でおよそ5千万くらい。そうすると僕の試算だら1700万、前年対比まあまあ若干減ったのかなという感じがするんですけれども。

私なりに考えさせていただいたんですけれども、燃油の高騰、これが非常にぶれが大きくて。例えば民生費、学校、教育費関係でね、相当施設が大きいから以上に。でも一つの基準として町としてある課はある程度適切に試算されているけれども、総体的にどうなのかという部分ではもうちょっと詰めが必要かなというふうに僕なりに感じさせていただきました。

というのは、ここに出られているみなさんは、それなりに厳粛に受け止めていただいて試算をされているんでしょうけれども、やはり末端まできちっと徹底がなされているのかなという部分では若干私は疑念を覚えさせていただきます。もう少しですすね、四半期ごとに監査委員の指摘のとおりしっかりと推測というものを厳しい。

反面ですすね、先ほど質問があった件なんですけれども、流用が多いと。これもそれなり

に努力している結果なのかなと私なりに理解をさせて、ぎりぎりに見ているから流用せざるを得ない状態に陥っているのかなと。そういうのも理解はできるんですけども、いずれにしてもどこまでというのは私、数字的に経理的にちょっとこの不用額の1億なんぼという数字がですね、1億5千万か7千万、この辺の数字というのがどうなのかというのは、正直言って毎年このくらいの数字が計上されているという状態がまあまあやむを得ない数字なのか、どうなのか、この辺の捉え方と言うんですか。

私はできれば縮める方がいいんでしょうけれども、やっている方ではないわけですから皆さん方にとって率直なところ、もう限界なんだと、そういうことなのか、それとももう少し努力、数字的ですね、毎年監査委員からの指摘がいろいろあるわけですけども、実態としてどうなのかなというふうに判断をさせていただきたいなと思いますので、忌憚のない意見を出していただきたいなと思います。

●税財政課長（小島課長） 監査委員からのご指導の時はですね、細節の中で10万円を超える不用額は出ないような執行を望みたいと。不用額が出た場合はですね、どうして出たのかということも監査委員の審査に付されている状況ではございます。

一方、委員さんがおっしゃられたから私も言うわけではございませんけれども、歳出についてはきちきちに、言いますと例えば燃料費だとか電気料だとか、いわゆる冬の暖房等電力需要に応じて増減する場合もございますから、そういった場合は逆に支払はしなければなりませんので、流用執行ということにも相成ってしまいます。

その辺は非常に見方としては難しい側面もございますが、一方では流用額が沢山出るところもあればきちんと執行されているところもあるというご指摘もありますので、その辺は今後の予算調整の中で各課と十分な調整をした中で対応してまいりたいというふうに考えます。

●委員長（佐藤委員） 他に305ページございませんか。次に306ページから315ページまでは、財産に関する調書でございます。総体的にございませんか。12番室崎委員。

●12番（室崎委員） 基金に関してちょっとお聞きします。

314ページに基金の区分が出ております。それで、それと貸借対照表が資料で出ておりますね。基金でこういうふうに全部一緒にして出してるんですけども、貸借対照表を見ると基金の性質によって、基金という、固定資金と言っていいのかな。それと流動資産がここに分かりますよね。

それで、ちょっと見てみたんですが、特定目的基金というのは、厚岸町が特別に条例で作っている基金というふうに解釈すればいいんですか。

●税財政課長（小島課長） 貸借対照表の中の基金の欄の特定目的基金という欄のご質問だと思います。2億91万1千円でございますね。特定目的……。失礼いたしました。申し訳ございません。1億8522万2千円こちらです。

ここにつきましては、この貸借対照表は普通会計で作りなさいという形になってございまして、この314ページのこの基金の欄の中で、いわゆる普通会計の方に載らない基金がいくつかあります。

積立基金でないのが、上からいきますと、「奨学基金」、これは運用基金ですので積立基金ではないと。上から2番目ですね。それから「町営住宅の敷金利子基金」、これも敷金の利子から発生するものですからこれも積立基金ではないということです。それから「まちおこし」、「老人福祉」、「減債」、「地域づくり」、飛びまして「介護給付費準備基金」。これは介護保険会計の方で活用する部分ですのでこれも除きます。それから「環境保全基金」は該当いたします。

一番最後の「厚岸町介護従事者処遇改善臨時特例基金」、これも介護保険の方で対応するというのでこの部分が除かれた部分として、この流動資産の方にある「財政調整基金」、それから「減債基金」まで載っていますので、それ以外の部分での積立基金としてこちら

の方に載ってくるということでございます。

● 12 番（室崎委員） ちょっと今、早かったの。特定目的基金の 1 億 8522 万 2 千円というのは、314 ページの区分の中のどれとどれを足したものの、もう一度お願いします。

● 税財政課長（小島課長） ここに計上されている基金を申し上げます。地域づくり推進基金、それから老人福祉基金、まちおこし基金、それから環境保全基金、それと、申し訳ございません。先ほど除く対象に入れてしまいましたけれども、町営住宅の敷金利子基金ですね。これを足しますと 1 億 8522 万 2 千円に相成ります。

● 12 番（室崎委員） それで、今、町営住宅の敷金利子基金のところが、ちょっと最初の答弁がおかしかったわけですね。はい、わかりました。

それで、その時に介護給付費準備基金は、入らないんですよ。4800 万。これは、貸借対照表の厚岸町のいわゆる財産としては入れませんというお話だったんですが。その時に、普通会計という言い方をしたんだけど、これは一般会計という意味で解釈していいんですか。

● 税財政課長（小島課長） 総務省で使う会計の名前を私、申し上げてしまいましたが、総務省がいう普通会計は厚岸町においては、今、一般会計だけを対象とするという扱いになっておりますので、それ以外の会計の部分については普通会計には入らないという扱いに相成っております。

● 12 番（室崎委員） 総務省が入れてはいけないというのであれば、これはどうにもならないんだけど。いわゆる財務書類 4 表というんですか。これは要するに厚岸町で言えば財務会計の透明度を図るために行っている諸表ですよ。

その中で、一番重要といわれているのが貸借対照表だという人もいます。それは要するに行政サービスをする財産と、それが貸方で、借方に財源が書かれているという形で貸借対照表を使うわけですよ。元々企業会計原則とかそういう方で使われている貸借対照表というのはそういうものではないですよ。あれは全く別の用途があって使っている、その様式をこっちで、公会計でも使うということですね。

それから言いますと、いわゆる資産や負債のストックの全体を示しているというのが謳い文句ですよ。けどもその中から特別会計のものは全部排除してしまう。これはちょっと原理原則の話と違うんじゃないかという気がするんですがそのあたりはどうなんでしょう。

● 税財政課長（小島課長） その件に関しては、委員おっしゃられるとおりと申しますか、現在は財政の健全化判断比率も全会計を通した中でどうなんだという方向性に、法律自体も変わったと。

そこで、この貸借対照表につきましても、今、お示ししているのは従前からあるいわゆる国が求めている決算統計、いわゆる普通会計をベースにして作りなさいと言うものに準拠して作られているものです。

今、お手元にあるのは、今、正に新しくですね、そういう特別会計等も含んだ形の中で示されているものということで、実は我々もそういった方向性にすべきだと今、考えておりまして、どういった形でこの貸借対照表を作り変えていくかということは今、研究中でありますので、その研究中の中には当然、おっしゃられた部分の基金の方も含める形の中で研究して形を作っていくたいというふうに考えているところですので、ご理解いただきたいというふうに思います。

● 12 番（室崎委員） 全くの、ど素人が思いつきで言ったことが、そう、的がはずれていなかったということになると、大いに意を強くしたわけで。

それでも一つお聞きしますが、今回、いわゆる備荒資金組合の積立、超過納付がですね、きちんと表になって資料に出されました。これはもう大変な前進だと思って高く評価しています。

この備荒資金組合への普通納付というのは、いわば義務で負担金として置いてあるわけですね。これが、みんながきちんと積み立てていなかったらいざという時に困るわけですね。超過納付というのはいわば銀行預金と同じようなものだということが何回か説明をいただきましたよね。いつでもおろせる。それから利率は非常に良いと、有利なんだという話で聞いています。そうするというなれば厚岸町の財産としては、銀行預金が約4億あるようなものでしょう。と思われるんですがそれは間違いないですね。

●税財政課長（小島課長） 形は違うわけですがけれども、外郭的には委員おっしゃられるような考え方ができるというふうに思います。

●12番（室崎委員） それで、貸借対照表との関係なんですが、少なくともこの超過納付金というのは、この貸借対照表の中ではどの項目に入っているのでしょうか。

●税財政課長（小島課長） この中では資産の部の方に、この分は現在入っておりまして、形がある意味基金に準ずるものであるならば、次の見直しの中では見える形の中に移す方向性が良いのかなと。これも研究中でありますけれども、そういったことを考えているところでございます。ご理解をいただきたいと思います。

●12番（室崎委員） 23年度の貸借対照表では、どこに入れたということですか。

●委員長（佐藤委員） 休憩します。

[休憩 午後4時00分]

[再開 午後4時01分]

●委員長（佐藤委員） 再開します。税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 先ほど資産の部の中が含まれていると申し上げたと思いますけれども、そこは貸借対照表としての資産の中には今回は入らないという扱いになると。

いわゆる決算統計の中では、申し訳ございません。補助費の扱いの中で今、備荒資金組合の積立というのはなっておりますので、それとは連動しない形でこの中には入らない形になってございます。どこにも載っていないという形になってございますので、そのような形ではご質問者おっしゃられる、先ほどからの議論の中で基金に準ずるものという中には、このこちらの左側の表の中のしかるべきところに置くべきだという考えにたちますので、今後の見直しの中では含めていきたいというふうに考えたいと思います。

●12番（室崎委員） わかりました。きょうはこの程度にしておきます。

ただ、一言苦言を呈しますけれども、4万円じゃないんですね。4億なんです。その4億の金のありがたがですね、財政課長が即答できないというのはね、これは担当者としては大いに反省してもらいたいですね。確かめるのは大いに結構だけれども。

貸借対照表というのはさっきも言ったように、非常に大事な書類でしょう。その中に4億が入っているのか入っていないのかが、裏まで行って部下に聞かなかったらわからない。これではやっぱり困りますよ。特に今、それを検討しているわけでしょう。やはりこのところはもう少しスムーズな答弁ができるようにきちんと勉強をしてもらいたい。これはあえて苦言を呈しておきます。以上です。

●税財政課長（小島課長） 先ほど来、ご議論になっているこの貸借対照表については、まだ、十分でない面があるというふうに考えておりまして、いわゆる私どもが総務省に報告する中から、かなり除かれている部分があって、そういう意味で十分でないという意味でございまして、ご指摘の部分も私としてはそういったものも十分研究した中で今後、より貸借対照表として活用できるものをどのような形で作るべきかということをご理解いただきたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 他にございませんか。10 番谷口委員。

●10 番（谷口委員） 総務省が発表している決算カードありますよね。あれは 23 年度はまだですか。

それで、いろんなこういう指標、私たちに示されていますけれども、決算カードが示された段階で議会の総務産業常任委員会あたりには説明をされているのかもしれませんが。議会にも機会を設けて、きっと 12 月議会くらいまでは発表されるのかなと。もう 1 年遅れるのか。その発表された段階で我々に示して説明をしていただきたいと思いますというふうに考えますけれどもいかがでしょうか。

●税財政課長（小島課長） 総務産業常任委員会におかれましては、これは恒例によりまして財政状況の説明をさせていただいているところでございます。

委員がおっしゃられる部分の決算カードという表現を用いられましたけれども、決算カードにつきましては、この総務産業常任委員会の方の説明の時には間に合っていないものですから、そういったものを活用した説明とはなっていないことをご理解いただきたいと思います。

総務省で取りまとめて今あるのは、22 年度の決算カードということになりまして、非常に、その、作業的に 1 年以上遅れて作成されるものですから、当該年度の決算のこういった委員会や、それから総務産業常任委員会の対応でも間に合っていないという状況なものですから、そのタイミングではお出しできないということをご理解いただきたいと思います。

それを 23 年度の決算カードが届いた段階でどのタイミングでどのようにしてみなさんにお示しするかというのは、議会事務局と相談させていただいた中で検討させていただきたいというふうに思います。

●委員長（佐藤委員） 他にございませんか。なければ以上で質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し本決算書は本案のとおり認定すべきものと決するにご異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

●委員長（佐藤委員） 異議なしと認めます。よって認定第 1 号、平成 23 年度厚岸町一般会計歳入歳出決算については、認定すべきものと決定いたしました。

●委員長（佐藤委員） 次に認定第 2 号、平成 23 年度厚岸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

320 ページ、事項別明細書の歳入から進めてまいります。320 ページ、歳入。

1 款 1 項国民健康保険税。

3 款分担金及び負担金、

2 項負担金。

4 款国庫支出金、

1 項国庫負担金。

2 項国庫補助金。

5 款 1 項療養給付費等交付金。

6 款 1 項前期高齢者交付金。ございませんか。324 ページになります。

7 款道支出金、

1 項道負担金。

2 項道補助金。

9 款 1 項共同事業交付金。

10 款繰入金、

1 項一般会計繰入金。9 番南谷委員。

● 9 番（南谷委員） 10 款 1 項 1 目、一般会計繰入金。ここで 3 月末時点で 2 億 4700 万の繰入を一応議決をなさってしまった。その調定額が 1 億 700 万。不用額も今回、発生しておるわけですが。

一般会計の方でもその、この一般会計の繰入について伺ったんですけれども、もう少しですね、国保会計を担当する立場で 3 月末時点から今回、一般会計の繰入が減額になってきたと、この辺につきましてももう少し細かい説明をいただきたいと思います。

● 町民課長（板屋課長） 一般会計繰入金が減額になった理由でございますけれども、先ほど税財政課長の方からも説明がされましたけれども、改めて答弁させていただきます。

まず、歳入におきましてですけれども、保険給付に対します国及び道の負担金や交付金が 24 年の 3 月段階におきまして、国の予算によります配分や特別枠が採択されるなど大きく増額交付されております。

主なものですけれども、療養給付費負担金におきまして、予算に比べまして 4855 万 1 千円、調整交付金でございますけれども、国の調整交付金が予算に対しまして 2875 万 2 千円、道の調整交付金につきましては、予算に対しまして 1847 万 9 千円増額となっております。

これが合計しますと、9578 万 2 千円となります。それに比べまして、歳出におきましては平成 22 年度と比較しますと冬期間の入院に要する保険給付費が大幅に減少しております。これが予算、歳出の方になりますけれども、療養給付費関係ですけれども、予算に対しまして 4047 万 2 千円不用額を出しております。これを足しますと約 1 億 3500 万円となりまして、繰入の不用とほぼ同じ額となるところでございます。

結果としまして、保険給付に対する財源が確保されまして、当初及び 3 月補正予算において措置させていただきました保険給付に対する財源不足、要するに繰出基準外につきましては発生しなかったという結果となっております。以上でございます。

● 9 番（南谷委員） そうしますと、今の説明ですと、給付の方は冬期間の前年度のある程度の締めが 1 月の下旬くらいと伺ったんですけれども、それ以降の前年度くらいの給付費の試算をされたと。

一方、交付金関係は先ほどあったんですけれども、そっちの方での交付額が国、道のそれぞれある程度、当初の推定よりも大きくなって結果として、このような結果になったと。それも間に合わなかった。

したがって今回、繰入額も急遽不用額にして法定分だけの収支で収まったと。そうしますと、そこで伺うんですけれども、収支に広がるんですけれども大体、平成 23 年度の総体事業もとんとんで終わった。若干内容是对前年と比べて収支状況は厳しい、ちょっと下がるけれどもある程度料金改定をしなくても結果的には平準なみで終わることができた。という理解をすればよろしいですか。

● 町民課長（板屋課長） お答えさせていただきます。

結果的にはとんとんということでございます。ただ、22 年度からの繰越金が 5577 万 1 千円ございました。それで、23 年度の繰越が 2496 万 1 千円となっております、実際的にはこの差額、3081 万円これを 23 年度で使っている形になっております。このような形でとんとんという結果になっている状態でございます。

●委員長（佐藤委員） 他にございませんか。

11 款 1 項繰越金。

12 款諸収入、

1 項延滞金、加算金及び過料。

3 項雑入。ございませんか。以上で歳入を終わります。

歳出に入ります。330 ページをお開き願います。

1 款総務費、

1 項総務管理費。

2 項徴税費。

3 項運営協議会費。

4 項趣旨普及費。

5 項特別対策事業費。

2 款保険給付費、

1 項療養諸費。

2 項高額療養費。

3 項移送費。ございませんか。

4 項出産育児諸費。

5 項葬祭諸費。

3 款 1 項後期高齢者支援金等。

4 款 1 項前期高齢者納付金等。

5 款 1 項老人保健拠出金。

6 款 1 項介護付金。

7 款 1 項共同事業拠出金。

8 款保健事業費、

1 項特定健康診査等事業費。346 ページになります。

2 項保健事業費。

9 款諸支出金、

1 項償還金及び還付金。

11 款 1 項予備費。ございませんか。

以上で歳出を終わります。350 ページ、実質収支に関する調書です。

総体的にございませんか。なければ以上で質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し、本決算書は本案のとおり認定すべきものと決するにご異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

●委員長（佐藤委員） 異議なしと認めます。よって認定第 2 号、平成 23 年度厚岸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算については、認定すべきものと決定いたしました。

●委員長（佐藤委員） 次に認定第 3 号、平成 23 年度厚岸町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

355 ページ、事項別明細書の歳入から進めてまいります。

1 款分担金及び負担金、

1 項分担金。

2 款使用料及び手数料、

1 項使用料、

2 項手数料。

4 款道支出金、

1 項道補助金。

5 款繰入金、

1 項一般会計繰入金。以上で歳入を終わります。

歳出に入ります。357 ページ。

1 款総務費、

1 項総務管理費。

2 款水道費、

1 項水道事業費。361 ページになります。

4 款 1 項公債費。

5 款 1 項予備費。ございませんか。

以上で歳出を終わります。365 ページ、実質収支に関する調書でございます。

総体的にございませんか。なければ以上で質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し、本決算書は本案のとおり認定すべきものと決するにご異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

●委員長（佐藤委員） 異議なしと認めます。よって認定第 3 号、平成 23 年度厚岸町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算については、認定すべきものと決定いたしました。

●委員長（佐藤委員） 次に認定第 4 号、平成 23 年度厚岸町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

370 ページ、事項別明細書の歳入から進めてまいります。

1 款分担金及び負担金、

2 項負担金。10 番谷口委員。

●10 番（谷口委員） この受益者負担金なんですけれども。収入未済額 684 万 6100 円というふうになっていて、説明欄に 1881 万 3300 円、これは今までの負担金の累計なんです。これは収入済み額だね。

それで、この負担金の過去の分というのはこれにプラスされるのか 684 万 6 千円に。それをちょっと説明していただきたいんですが。

●水道課長（常谷課長） 684 万 6100 円は現年分と過年度分の収入未済額でございます。

●10 番（谷口委員） 現年度分がいくらで過年度分がいくらなんですか。

●水道課長（常谷課長） この内、現年度 51 万 9800 円、24 件。過年度 632 万 6300 円で 96 件でございます。

●10 番（谷口委員） 受益者負担金なんですけれども、これ、過年度分の未収分ありますよね。これはその、ある程度見通しがあるのか、それとももう、この地域にいないだとかいろいろな理由でほとんど見通しがたたないのか、その辺はどうなのでしょう。

●水道課長（常谷課長） 未納者につきましては、今、ご説明いたしましたとおり、現年 24 人、過年度 96 人ということで、この内過年度の状況ですが、現在 9 月末で 15 人の方が完納されておりまして、残っているのが 86 人 86 件ですね。

この内 16 件はお約束をいただいて分納を継続しております。あと 5 件、今後分納予定、約束はしていただいて、まだ実際にお金が入っておりませんが分納を予定している。ですから最終的に 65 件がまだそういった約束ができていない状況でございます。この 65 件の内訳ですけれども、町内が 51 件、町外が 8 件、居所不明等が 5 件、財産放棄 1 件という内訳でございます。町外等の部分についてはなかなか難しいものがあるというふうに押さえておりますが、町内につきましては現在約束はされておりませんが、今年度も含めて接触を図りながら、現在は税外係とも連携してこういった方の対応をしておりますの

で情報交換をしながら対応をしてまいりたいと考えております。

●10番（谷口委員） 結果的に、この下水道区域が広がってきていますよね。そして、これから敷設あるいは設置される区域というか、そういうところになると段々土地の面積だとかそういうものが広がってきたり、いろんな問題が出てくるのではないのかなというふうに考えるんですけれども、その辺はそれほど心配するようなことではないんでしょうか。

●水道課長（常谷課長） 対象者は年々増えていきますが、面積的にはその土地を持っておられる方の個々の状況によりますので、今後、面積が多くなるかどうかというのは個々の状況で、それが受益者負担金の納入状況に影響するかというのは、ちょっと図りかねるところがあります。

●委員長（佐藤委員） 他にございませんか。

2 款使用料及び手数料、

1 項使用料、

2 項手数料。

3 款国庫支出金、

1 項国庫補助金。

5 款繰入金、

1 項一般会計繰入金。

6 款諸収入、

1 項延滞金及び過料。

2 項雑入。

7 款 1 項町債。以上で歳入を終わります。

歳出に入ります。374 ページ。

1 款下水道費、

1 項下水道管理費、378 ページまで続きます。

2 項下水道事業費、6 番堀委員。

●6番（堀委員） 10月15日付け国土交通大臣宛にですね、会計検査院からの報告というのがあがっているんですけれども。この中で361事業主体の662終末処理場の内、整備後1年以上経過しても稼働した実績がなかったり、稼働した実績のあるものの日最大流入汚水量が水処理施設を増設する前の能力の範囲内に留まるなどして、要は増設した分が無駄になったというものが、事業費ベースで450億、補助金で250億というのが、これは夏くらいにも新聞か何かにもあったかなと思うんですけれども。

そのような報道と今回報告があがっていたんですけれども。これらの事業主体の中に厚岸町は入っているんでしょうか。

●水道課長（常谷課長） 入ってございません。

●6番（堀委員） そして、先ほど来話がありましたけれども、下水道区域としてはどんどんどんどん、今、光栄地区ですか、広げているから対象人口としては増えていっているのかもしれないんですけれども、でも一方では総体人口としては段々減ってきていますよね。そういったときに今ある施設が無駄になる若しくは稼働しなくなるという恐れはあるんでしょうか。

●水道課長（常谷課長） 会計検査でご指摘を受けているのは、当初から人口増の推計の下で設備を整備したところでございまして、その理由も書かれておりますけれども、まとめて整備した方が建設費が安くなるといった判断で行ったと。

当町の場合は、一遍に想定全体計画の施設を建てるのではなくて、一定の区切りの中で

計画を見直しながらやってきております。例えば池、4池の全体計画の中で、現在2池そして1池とそういった段階的に池を整備してきておりますので、それらが無駄になるということは現在、ありません。

ですから今後、人口減等を見込んで計画にはある施設であってもそれをそのまま整備しないという判断にたちますので、無駄にはならないと考えてございます。

●委員長（佐藤委員） 他にございませんか。

3款1項公債費。

4款1項予備費。ございませんか。以上で歳出を終わります。382ページ、実質収支に関する調書でございます。

総体的にございませんか。なければ以上で質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し、本決算書は本案のとおり認定すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

●委員長（佐藤委員） 異議なしと認めます。よって認定第4号、平成23年度厚岸町下水道事業特別会計歳入歳出決算については、認定すべきものと決定いたしました。

●委員長（佐藤委員） 次に認定第5号、平成23年度厚岸町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

387ページ、事項別明細書の歳入から進めてまいります。

1款保険料、

1項介護保険料。10番谷口委員。

●10番（谷口委員） この資料を見ますと、年度別の滞納額を見ますと、確実に滞納、繰り越した分、それから未納額が増えてきているんですけども。この原因なんですけれども、年金受給者は年金から天引きされていますよね。それで、これは主にどういう原因でこういうふうに滞納になってきているんですか。

●保健福祉課長（松見課長） 平成23年度決算における介護保険料につきましては、第4期介護保険事業計画で定められた金額となります。

ですから、前年度に比べて特別に増額になるだとかそういう背景がないということでございます。この決算資料の9ページに、今、ご覧になっていただいていると思いますけれども、現年度分と滞納分というふうに分かれておりまして、現年度分については年金から控除を行う特別徴収、こちらは100%納入でございます。

年金18万円未満の方々からは特別徴収できない仕組みになっております。そういった方々に普通徴収ということで納付書を送らせていただいて納めていただく制度でございすけれども、こちらの方の収納率がこれに、滞納に影響するわけでございますけれども。特別今回、滞繰分が前年度では308万9千円、失礼、21年度ですね。22年度が326万6千円と記載されておりまして、今年度23年度につきましては、410万円ということが委員がおっしゃるとおり、年々増額していることが見える状況があります。

これは決算上の内容でございまして、特別、景気に左右されて納入率が下がった状況ではないのかなというふうには思いますが、毎年、ここに記載されているとおりその状況、個々の状況において不能欠損もやはり自粛をせざるを得ない状況がございす。こういった不能欠損の実施の額によって、この繰り越す滞納額も大きく左右してくるということなんですけれども。不能欠損、ここでは今年度63万円でございますけれども、一昨年は90万円程度やっている状況がありましたので、こういったところでも30万円が違うといいますかね、去年より不能欠損の額が少ない分で、その分繰り越してしまう額が減らなかったという状況で、特別前年度と比して納入者が納入できない状況になったということでは、

そこまでは分析上押さえていないといえますか、そのように思っていないということでございます。

● 10 番（谷口委員） 結果的に、18 万未満の人たちが直接、納付をしなければならないということで、その部分の滞納がこういう状況になっているということなんですけれども。

その、滞納している人たちの中に、実際、介護が必要になってくる人が出てくるのではないのかなというふうに思うんですよね。

介護保険を納めなくてはならない人、全てが介護を必要とする人たちばかりではないわけですから。それでは、もうこの会計は一遍に破綻してしまうということになると思うんですけれども。結果的に介護保険料を納めることができないという低額年金の人たちが実際今度は介護保険を受けるという時に、これがあることによって、介護保険を利用することができなくなってしまうというような人は厚岸町にいるんですかいらないんですか。

● 保健福祉課長（松見課長） 現在厚岸町においては、そういった給付制限といえますかそのような取扱いをしている方はいらっしゃらない状況でございます。

● 10 番（谷口委員） 例えばね、納めていなかったと、ところが必要になったという時に、実は、あんた納めていないから納めれば介護保険を適用しましょうとか、そういうことはやっていないということなんです。それとも、そういうことは何とかしてもらうように努力あがらも何とか介護保険の給付をしているというふうに考えて良いんですか。

● 保健福祉課長（松見課長） 今、委員おっしゃった後者の方ですね、そういうふうな事態にならないように納入計画を立てていただいて少しでもお支払いいただいて、サービスを受けていただくような方向で話をさせていただくという取扱いで、現在までは行っております。

● 委員長（佐藤委員） 他にございませんか。

2 款分担金及び負担金、

1 項負担金。

3 款国庫支出金、

1 項国庫負担金。

2 項国庫補助金。

4 款 1 項支払基金交付金。

5 款道支出金、

1 項道負担金、

2 項道補助金、

3 項委託金。

6 款財産収入、

1 項財産運用収入。

7 款繰入金、

1 項一般会計繰入金、

2 項基金繰入金。

8 款 1 項繰越金。

9 款諸収入、

1 項延滞金及び過料

2 項雑入。ございませんか。以上で歳入を終わります。

歳出に入ります。393 ページになります。

1 款総務費、

1 項総務管理費。

2 項徴収費、

- 3 項介護認定審査会費、
- 4 項趣旨普及費、
- 5 項計画策定委員会費、
- 6 項地域密着型サービス運営委員会費。
- 2 款保健給付費、
 - 1 項介護サービス等諸費、401 ページまで続きます。ございませんか。
 - 2 項高額介護サービス費、
 - 3 項高額医療合算介護サービス費、
 - 4 項特定入所者介護サービス等費。
- 4 款地域支援事業費、
 - 1 項介護予防事業費、ございませんか。
 - 2 項包括的支援事業・任意事業費、407 ページまで続きます。
- 5 款 1 項介護給付費準備基金費。
- 6 款 1 項介護従事者処遇改善臨時特例基金費。
- 7 款諸支出金、
 - 1 項償還金及び還付金。
- 8 款 1 項予備費。ございませんか。以上で歳出を終わります。
411 ページ、実質収支に関する調書でございます。
総体的にございませんか。なければ以上で質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し本決算書は本案のとおり認定すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

●委員長（佐藤委員） 異議なしと認めます。よって認定第 5 号、平成 23 年度厚岸町介護保険特別会計歳入歳出決算については、認定すべきものと決定いたしました。

●委員長（佐藤委員） 次に認定第 6 号、平成 23 年度厚岸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

416 ページ、事項別明細書の歳入から進めてまいります。

- 1 款サービス収入、
 - 1 項介護給付費収入、
 - 2 項予防給付費収入、
 - 3 項自己負担金収入、
 - 5 項自立支援給付費収入。
- 6 款財産収入、
 - 1 項財産運用収入、ございませんか。
- 7 款 1 項寄付金。
- 8 款繰入金、
 - 1 項一般会計繰入金。
- 9 款諸収入、
 - 1 項雑入、ございませんか。以上で歳入を終わります。
歳出に入ります。422 ページ。
- 1 款サービス事業費、
 - 1 項居宅サービス事業費、430 ページまで続きます。ございませんか。
 - 2 項施設サービス事業費。434 ページまで続きます。
- 2 款 1 項予備費、ございませんか。以上で歳出を終わります。
436 ページ。実質収支に関する調書でございます。
総体的にございませんか。なければ以上で質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し本決算書は本案のとおり認定すべきものと決するにご異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

●委員長（佐藤委員） 異議なしと認めます。よって認定第6号、平成23年度厚岸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算については、認定すべきものと決定いたしました。

●委員長（佐藤委員） 次に認定第7号、平成23年度厚岸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

441 ページ、事項別明細書の歳入から進めてまいります。

1 款 1 項 後期高齢者医療保険料。

3 款 繰入金、

1 項 一般会計繰入金。

4 款 1 項 繰越金。

5 款 諸収入、

1 項 延滞金及び過料、

3 項 雑入、

4 項 償還金及び還付加算金、ございませんか。以上で歳入を終わります。

歳出に入ります。445 ページになります。

1 款 総務費、

1 項 一般管理費、

2 項 徴収費。

2 款 1 項 後期高齢者医療広域連合納付金。

3 款 諸支出金、

1 項 償還金及び還付加算金。

4 款 1 項 予備費。ございませんか。以上で歳出を終わります。

449 ページ、実質収支に関する調書でございます。

総体的にございませんか。なければ以上で質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し本決算書は本案のとおり認定すべきものと決するにご異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

●委員長（佐藤委員） 異議なしと認めます。よって認定第7号、平成23年度厚岸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、認定すべきものと決定いたしました。

●委員長（佐藤委員） 次に認定第8号、平成23年度厚岸町水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

決算書の10ページ、決算報告書、収益的収入及び支出から進めてまいります。収入、第1款水道事業収益、

第1項営業収益、ございませんか。

第2項営業外収益。6番堀委員。

●6番（堀委員） ここで、説明資料の方にあるんですけども。営業外収益の内、受取利息及び配当金があるんですけども。ここに預金利息と貸付利息というふうにあるんですけども。

それで、23年度も水道企業会計の方から病院企業会計の方に短期の貸付金がされていると思うんですけども、その貸付金額と期間、利率を教えてください。

●水道課長（常谷課長） お答えいたします。町立病院への貸付金、金額1億でございます。期間は23年4月8日から24年2月24日までの323日間でございます。利率0.385%でございます。利息額34万698円となります。

● 6 番（堀委員） それで、短期の貸付利率が 0.385 となっているんですけれども、この利率の考え方を教えてください。

● 水道課長（常谷課長） その時期のといいますか、市中銀行の金利の二分の一程度というお約束でこれまで、今年度もそのように取り扱っております。

● 6 番（堀委員） そうすると、市中銀行で 4 月、昨年 4 月の時には 0.770 の貸付金利というふうになっているのかなというふうに思うんですけれども。委員長、ちょっとすみませんけれどもそれじゃあ病院の方にも聞きたいと思うんですけれども。

じゃあ、一般市中銀行から短期の借入を起こしていますよね。23 年度も。その利率を教えてください。

● 委員長（佐藤委員） 6 番堀委員、病院では、水道事業会計と何か関連するんですか。

● 6 番（堀委員） はい。

● 委員長（佐藤委員） 関連するんですか。

● 6 番（堀委員） はい。実際に市中銀行から借りていますので。それとの差額。

● 委員長（佐藤委員） はい、わかりました。

● 委員長（佐藤委員） 休憩します。

[休憩 午後 4 時 53 分]

[再開 午後 4 時 54 分]

● 委員長（佐藤委員） 再開します。水道課長。

● 水道課長（常谷課長） 毎年、借入時期に借りる方は申し込み、申請、私どもは承諾という形でその利率でもって貸し借りをするという文書を取り交わして降ります。

● 6 番（堀委員） じゃあ、その文書の中にもあえて利率についてはあくまでも市中銀行のやつを、半額を貸付利率にするとかということの中で書かれているのかなというふうに思うんですけれども。

ただ、それが果たして良いものかどうかという話をしたいんですよ。町立病院というのはご承知のとおり一般会計からの繰出基準というのが沢山ありますよね。町立病院が繰出基準がないのは、研究費ですか、それが二分の一というような以外は全て一般会計からの繰出基準というのがあるわけだと思うんですけれども。

じゃあ、一方の水道会計はどうなのかと。今現在、利息だけでも 34 万某というもののの中で、本来であれば倍もらってもおかしくないものですよ。その倍もらってもおかしくないものをですね、あえて低くする。その金はどうなんだといたら、これ、みんな使用料や何かに賦課されるわけですよ。その分というのは。これは一体どういうふうに考えたらいいいんでしょうか。

単年度で 34 万くらい損なのかもしれませんけれども。ただやはりこれがですね、何年からやられているのかわかりませんが。10 年であれば 340 万です。それらが本来であれば病院会計の赤字として、一般会計からの繰入として、なおかつ水道企業会計ではそれだけの金額が入ってくるかもしれないなかったものを、あえてその分を見なかったというのか。その損金というのは誰が被るかというと、水道料金を払っている一般市民が払う、そういうことになりますよね。

24年度から水道料金の改定というのがあった中で、じゃあ、23年度、料金改定いっぱい考えていますよね、みなさんで議論した中で。そういったときにこの貸付利率というのが果たして良いものなのかどうかと、そういう議論にはならなかったのでしょうか。そこら辺教えてください。

●水道課長（常谷課長） 私どもの考え方は、あくまでも現金預金、手持ちの資金の運用で、これをただですね、預金しておいても23年度の決算額でいいますと、受取利息及び配当金で37万、約37万しかないんですよ。

つまり、病院への貸付、約34万引いても3万ほどの預金利息しかない中で、同じ役場の中で町の中で資金に困窮している病院に貸し出すことによって、ただ、預金するよりも利益が生まれるという観点から行っているものであります。

なおかつ、市中銀行並みであれば病院はそちらから借りざるを得ないということで、私が担当する前からのお約束でありましたので、私がこれを覆すなにもものもなかったということで、今日までできているところでございます。

●6番（堀委員） ただですね、水道の現金運用としては確かに一般銀行に預け入れるよりも有利だからいいというふうになるかもしれませんが。でも、片や借りる方にしてみたら、水道から借りなかった分、市中銀行から借りて同じ利率だからと、それじゃあその分を市中銀行から借りるかといったら、そうじゃないと思うんですよ。利息として例えば水道企業会計の方にですね、生じるわけなんですから。当然、そしたらばその分というものは、プラスとなる、全体としてはプラスになると思うんですよ。

ましてや先ほども言いましたけれども、病院会計の方は一般会計の操出基準というのがあって、そこに対しては交付税というものも当然算定されるわけですから。まず市中銀行に借りる前に同じ利率であれば逆に水道企業会計から同じ利率で借りて、それで足りない分を市中銀行から借りればいいのか。そういうふうにですね、その方が町全体としては得という話になりませんか。

何か、今、副町長違う違うと言っているんですけども。それを教えていただきたいと思います。

●副町長（大沼副町長） 貸付する方の利率と、借入をする方の利率、これは違いますから。要するに今、水道課長が言いましたように、1億円もっています。1億円をもって預け入れをすると、市中銀行にですね。その預け入れをしてその時に金利が発生しますよね、要するに歳入として入ってくる利子。その利率とそれから今回、水道と病院間でやりとりをしている利率、これを勘案すると水道会計が市中銀行に預け入れをするよりも病院の方に貸付をした方が利子が大きくなるという計算になります。したがって私は違うと申し上げたいと思います。

●6番（堀委員） それは冒頭で言っているんですよ。当然、貸し付ける側が市中銀行に預け入れるよりも貸した方が運用としては有利だというのはわかるんです。

ただ、病院が借りる側としては、同じ金利で借りた場合でも町から借りて、一応町の方にその0.770%の金利を払った方がですね、町というのは水道企業会計ですね、払った方が得だという話になると思うんですよ。当然、一般会計からの操出基準があって交付税措置が片っぽではされるんですから。その意味、わかりませんか。

ですから、いずれにしても0.770、本来であれば0.770で貸し付けられたものを、0.385で、それは従前からの申し合わせ、病院会計と水道企業会計との申し合わせの中で金利を半分に減らした中でやっていますけれども。ただ、その分でのその金利、利息収入というものが、もし市中銀行並みに水道企業会計が病院に貸していたならば、その分というのは当然、水道企業会計の預金の中に収益の中に入ることになりますよね。

それが、何年間からかわからないけれども、単年度で34万もあるのであれば10年で340万ですよ。この分というものが、普通に病院会計の方が水道企業会計の方から普通の銀

行並みの利息で、逆に言ってしまうと一借を起こしていれば、水道企業会計の中にあつたかもしれないお金になるわけですよ。どのようにお考えになるんでしょうか、この分。

なおかつ、その分も含めて 24 年度からは水道企業の料金改定もしてきたわけですから。この単年度 34 万というものも当然使用料の中に含まれるというふうに考えた時には町民がこの分を被ったというふうにならないんでしょうか。

●水道課長（常谷課長） 私のお答えできる範囲で。貸す方としては、それは高ければ高いほどいいわけですが、あくまでも手持ち資金を活用するということで、何も市中銀行と一緒にという考えはなかったんだと私も理解します。

その上でそういった約束をされたのだと。それを引き継いでいるわけですので、質問者おっしゃられるとおり、市中銀行並の金利で貸せばそれだけの収入はあつただろうということですが、そういう判断にはならなかったと。つまり預金しているよりは困っている病院に貸した方がお互いに有益だという判断でございますので、それをその、金利でいくら稼ぐかということまでは考えなかったと理解しております。

●6 番（堀委員） あえて比較として市中銀行並みと言いましたけれども。市中銀行よりも例えば 0.1 % 低くてもいいんですよ。市中銀行よりも有利なんですから、病院としても。そうなりますよね。

ただ、そうしてこなかったといった中で、やはりいろいろ問題があるんじゃないですか。ここはやっぱりしっかり考えてもらいたいなと。水道料金を値上げしました。ただ、あと 3 年後かな、くらいからまた、再度の料金改定の検討にも入るといった中で、やはりこういうものを積み上げていかなければ、なかなか財務の健全化というものにはならないのではないかなと。そういうふうに思いますけれども、今後についてですね、ただ、私、調べた中ではこの 7 月、8 月くらいまでは確か、一時借入金はしていなかったかなとは思いますが、水道会計から。そういった中ではことはまだ発生していないのかもしれないけれども、少なくとも利息といったものの中では、多少なりとも、より実勢に近い中で少しでも有利になるようなものを考えてもらいたいと思うんですがどうでしょうか。

●病院事務長（土肥事務長） 病院側からお答えをさせていただきたいと思います。

病院側は病院側としてのメリットは大変大きいというのは、みなさんはおわかりになっていただけたと思います。病院は、市中銀行から借りた分については、当然のことながら、これは赤字の部分になると。ですから元を辿っていけばですね、一般会計からの補助金の持ち出しが増えるということに繋がりますので、双方の有利を考えた場合には、半分の金利であっても水道企業が許される資金需要の中で借りた方が町民にとっても有利だというふうに私は考えております。

●水道課長（常谷課長） 従来までそういった考え方できたわけですが、質問者おっしゃられるとおり企業として考えた場合、今後さらに、5 年後また見直しをしなければならぬ状況に来ている実態を踏まえまして、再度、この件については水道事業としても検討させていただきたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 他にございませんか。なければ以上で収入を終わります。

次に支出に入ります。

第 1 款水道事業費用、

第 1 項営業費用、10 番谷口委員。

●10 番（谷口委員） 収益費用明細書も含めて質問していいですか。ここ、また別にやろうと思っているんですか。収益費用明細書、18 ページ、19 ページありますよね。これは別にやろうと思っているんですかそれとも一緒にやってもいいのか。

●委員長（佐藤委員） いいです。やってください。

●10番（谷口委員） それで、営業費用、原水及び浄水費、それから配水及び給水費、総係費にもあるんですけども。

原水及び浄水費、それから配水及び給水費の委託料の内、配水及び給水費は配水管等の漏水調査だけなのか。それから原水及び浄水費の委託料は、上水道の委託管理というふうに理解すればいいのか、それをちょっと教えていただきたいのですが。

●水道課長（常谷課長） おっしゃるとおり、原水及び浄水費の委託料については、この浄水場始め水道施設の運転管理の委託料でございます。配水及び給水費の委託料は、配水管等の漏水調査関係の委託料が入っております。

●10番（谷口委員） この管理委託料なんですけれども、その内訳、簡単に教えていただきたいんですよ。例えば人件費は何人分でどういうランクわけになっていくら。それから管理するためにやっぱり必要なお金があるのではないのかなと考えますけれども。そういうものをちょっと簡単に教えてください。

●委員長（佐藤委員） 休憩します。

[休憩 午後5時12分]

[再開 午後5時14分]

●委員長（佐藤委員） 再開します。水道課長。

●水道課長（常谷課長） 時間をとらせて申し訳ございませんでした。

設計段階での数字で、およそで申し上げます。人件費とかそういう区分ではなくて業務の積算の内訳で、水道施設管理の委託する上での積算に基づいてございまして、人件費にあたるのが直接業務費、直接業務費が人件費にあたるものと考えます。1272万8千円ほど。それから、直接経費、技術経費、間接経費含めて480万ほど。プラス諸経費290万ほど。それから、車両費が実費程度ということで、30万ほどを見てございます。

●委員長（佐藤委員） 休憩します。

[休憩 午後5時18分]

[再開 午後5時19分]

●委員長（佐藤委員） 再開いたします。水道課長。

●水道課長（常谷課長） 大変申し訳ございません。もう一度整理します。

先ほど言いました人件費に当たる部分が1270万ほどで、さらに直接経費とか技術経費とか間接経費が480万ほど、諸経費が290万ということで積算の基になる金額が2050万ほどになります。

これに調整率というものを掛けます。75%を掛けまして1542万ほどになりまして、先ほど言いました車両費というのは別枠で、この1542万円に30万ほどを足して1570万でございます。今回委託料の1958万5千円とありますが、これは電気保安関係の委託料も入っておりますので、実際、入札で施設の運転関係は1600万ほどになります。

面倒くさい計算でわかりずらかったと思いますが、人件費と経費関係併せて2050万ほどに75%の調整を掛けて1540万、さらに車両の実費で30万ほどを足して1572万と、それに消費税をたすと1650万くらいになるということでございます。

● 10 番（谷口委員） あのですね、今、いろいろ説明されたんですけども。

見積もりというか、大まかに言えば簡単に言えば 2050 万くらいのあれになるけれども、その調整率をかけると 1600 万くらいになるという簡単に言えばそういう説明だったのかなと。

それで、その内の直接何だかって人件費に当たる部分が 1278 万かな。それでこれなんですけれども、水道業務の場合 365 日止めることができませんよね。それでこの業務に当たる人数、それから稼働日数そういうものはここではどういうふうに見ているんですか。

●水道課長（常谷課長） 稼働日数は 365 日でございます。ただ、実際に勤務に当たるのはその日にちではないというのはご承知のとおりですけれども。

この経費の算定に当たりましては何名分という計上、何名分という積算の仕方ではなく必要な業務量で算定をいたします。実質的に委託業者の方で運営にあたっているのは 3 人、実質の人数は 3 人ということです。ただし、積算にあたって何名分という計算の仕方ではないということでございます。

● 10 番（谷口委員） ただ、そう言ってもね、その委託先ではそれぞれの職員というか配置される職員の生活を守る、あるいはそれなりの責任度合い、そういうものを考えながら給料、賃金を払わなくてはなりませんよね。だから、それを下回るものであってはならないわけでしょう。そのあたりがこれで十分満たされているというふうに考えておいていいのかということなんです。

●水道課長（常谷課長） まず始めに、実質 3 名ということで、この人件費相当分が 1270 万ほどというのが全く低いという印象を受けられるかと思いますが、これ、実は上水道分だけで簡水、農水併せた金額になりますと 1850 万ほどの計算になります。

一括委託しておりますので、簡水、農水の分を併せて今の業者さんをお願いしていて、その任務に当たっていらっしゃる方が実際には 3 名ということでございます。我々も委託をしている、受託されている業者さん、それぞれ働いている方、特に厚岸町に住んで厚岸町の住民として仕事をしていただいておりますので、それらの方の生活が困窮するような状況では我々も不本意でございます。

ただ、やはり積算にあたってはそれぞれの水道施設の運転管理の積算根拠に基づいて積算しております。調整率も 75 % 掛けさせていただいておりますが、決して高いとは感じてはおりませんが、著しく生活に困窮するような委託料ではないというふうに理解しておりますのでございます。

●委員長（佐藤委員） 他にございませんか。次に、
第 2 項営業外費用、
第 3 項特別損失、
第 4 項予備費、ございませんか。以上で支出を終わります。

次に 11 ページ、資本的収入及び支出に入ります。収入、
第 1 款資本的収入、

第 1 項企業債、
第 5 項工事負担金、ございませんか。
第 6 項補償金。以上で収入を終わります。
支出に入ります。

第 1 款資本的支出、
第 1 項建設改良費、ございませんか。
第 2 項企業債償還金、ございませんか。以上で支出を終わります。
1 ページに戻り、9 ページまでは、事業報告書でございます。
12 ページから 16 ページまでは、財務諸表でございます。
18 ページから 23 ページまでは、付属明細書でございます。

総体的にございませんか。12 番室崎委員。

● 12 番（室崎委員） あ、簡単なことなので簡単にお聞きしたいんですが。

固定資産明細書というのがございます。21 ページに。それでこれは貸借対照表にも出てくるんですが、固定資産が有形と無形に分かれているんですよね。

その中の無形固定資産の中に電話加入権、16 万 2600 円というのがあるんですが、これ、どんなものなのかちょっと説明をしてください。

● 水道課長（常谷課長） 現在は N T T の固定電話の加入債権でございます。

● 12 番（室崎委員） 私も自分で下宿をしていた時に、電話を 1 台引きまして、その時に 7 万 5 千円だったかな、電話債券を買わなければならないという記憶があります。業者の方から 5 万円くらいでもって買って間に合わせた記憶があります。

その電話債券はですね、何年か前に N T T が、無かったことにしようという一言でもって全部紙くずになったということが、個人に関してはあったわけですね。大問題だっていってマスコミなんかにも出たんですけれども、結局、無かったことにしようという一言で終わってしまった。それでこの電話加入権というのはそれとは別にですね、現在も生きているものなんでしょうか。その点、ご説明をいただきたい。

● 委員長（佐藤委員） 休憩します。

[休憩 午後 5 時 29 分]

[再開 午後 5 時 31 分]

● 委員長（佐藤委員） 再開します。水道課長。

● 水道課長（常谷課長） この電話加入権、取得した当時のままで、無形固定資産については、減価償却するものとししないものということで、下の庁舎利用権は減価償却されておりますが、この電話についてはそのままでございました。

今、全く認識不足で質問者ご指摘の部分と個人は確かにそういった処置でございますので、今後、現在の会計手法ではそのまま取得当時のこのものを資産に計上してございますが、今度会計基準の見直しがございまして、現在の価値で評価する方向に変わることもございまして、これに併せて見直して現在の価値を再確認して減損処理を検討させていただきたいと思います。

● 12 番（室崎委員） 確認しておきますけれども、現在の会計基準では一旦こういう帳簿上に掲載されたものが、その後の変遷によって全く価値が無くなってもそのまま載せて置いても何ら差し支えないということになっているんですね。

● 水道課長（常谷課長） 減価償却をしないものはそのままでございますので、現在はこれとおりでございます。それがこの度の会計制度全般の見直しがされまして、適用が 26 年予算から新たな会計基準で適用になりますので、それまでに再確認して処理をしたいと思います。

● 委員長（佐藤委員） 他にございませんか。なければ以上で質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し本決算書は本案のとおり認定すべきものと決するにご異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

●委員長（佐藤委員） 異議なしと認めます。よって認定第8号、平成23年度厚岸町水道事業会計決算については、認定すべきものと決定いたしました。

●委員長（佐藤委員） 次に認定第9号、平成23年度厚岸町病院事業会計決算の認定についてを議題といたします。

決算書の7ページをお開き願いたいと思います。決算報告書、収益的収入及び支出から進めてまいります。収入、

第1款病院事業収益、

第1項医業収益、ございませんか。

第2項医業外収益、9番南谷委員。

●9番（南谷委員） ここでお尋ねをさせていただきます。

医業外収益、他会計からの補助金でございます。この関係で、私なりに本決算の試算をさせていただいたんですけれども、はっきり申しまして医業収益は昨年よりも対比して伸びていると、費用の方も縮まっていると。

しかしながら、収支戻は、昨年はことしよりも厳しい内容だったけど、プラスの2300万反対にことは、私なりに試算をさせていただいたんですけれども、2300万の赤字の結末に至っていると。何が大きい原因よということになりますと、他会計からの繰入でございます。

中身につきましてはいいんですけれども、この、他会計からの繰入の考え方、一般会計でも今年度の決算について先ほど議決をしたわけでございますが、それほど前年度と比較して大きな。私は差違が無いと判断しております。

そうした中で、今年度病院事業会計に繰入がここに至っている。さらにはですね、まず、考え方についてお尋ねをさせていただきます。

●病院事務長（土肥事務長） 病院の場合は、収入に関しましては医業収益と医業外収益というふうに大きく2つに分かれます。

23年度の場合につきましては、常勤の医師が5名体制に戻ったということもありまして、入院と外来、それとその他医業収益ですね、これらドクターが関与する部分の収入の増が図られて6200万円程度前年度よりも増加したという大変良かった年であります、それに対して医業外収益ですがこの部分につきましては、医業収益での増収をもってしても補えきれない部分をこれまで一般会計の方から補っていただいていたという敬意がございます。

病院事業の場合につきましては、公営企業の適用があつて、40数年来ですね、半分は赤字の年、半分は黒字であったということで、その時その時の事業収益によって一般会計からの繰入金収支を均衡させる大きな要素でありました。本業である医業の部分について、体制も整い収入も上がったところではありますが、残念ながらまだまだ一般会計の繰入金も多額にのぼっているという昨年来からの議会での議論もありましたし、昨年はそういった見込みの中で2千数百万の黒字を出したところではありますが、どうも赤字の部分は大きいんだけれども、その、赤字、黒字となっているんだけれども、赤字の部分の要素が見えないのではないかという議論もいただいております。

私どもそういった議論も踏まえましてですね、収支では2300万円の赤字となりましたけれども、目指すところの実質不良債務というところも大きく減少させることができましたので、結果的には赤字計上にはなりましたが、まずまずの成績であったというふうに認識しております。

●9番（南谷委員） 経緯についてはわかったんですね。

私なりに調べさせてもらって、全くそのとおりなんです。私の聞いているのは、病院で、せっかく頑張っているよと、言う中で何で繰入、一般会計の繰入がこういう数字に、1億くらい、一貫性がないのではないかなと僕は感じるんですよ。去年と比べて。その根拠は

何ですかって聞いているんですよ。

●病院事務長（土肥事務長） 病院事業につきましては、22年度、23年度とですね、これまでよりもはるかに多い額を繰入いただいていると。その部分を少しでも圧縮するんだという考え方に基づいて、頑張っただけです。

そういった意味で1億を減らすことができましたので、それと同時に不良債務も一般的に現金不足と言われる不良債務の部分も相当圧縮して今年度に至っておりますので、それと全体的な行政需要でありますとか、厚岸町全体でのその資金の需要とかを加味して1億円の減額にできたということを踏まえて、それでもなおかつ、この額で決算を終わらせるという方向性で理事者とも協議を進めましたので、これで決算を整えたというしだいでございます。

●9番（南谷委員） あのね、質問していることと噛み合っていないんですよ。

私は、繰入の基本的な考え方を聞いているんですよ、数字がどうだとか聞いていないんですよ、はっきり言って。その、この数字がだめだとかいいとかも言っていないんですよ。

何で去年とことしの、その、経営の考え方が違うんですか。例えば、不良債権の話をされました。昨年もですね、いろいろと委員会等でも本年度中、23年度中に不良債権の回収を目指しますって、あなたたちは努力をしてきたんじゃないですか、違いますか。

私はね、覚えていますよ。何とかそれに向けて努力しますよ。こうやってきたはずですが、病院も。医業収益も伸びた。しかしながらこの数字だ。不思議だな。繰入金だろうな。だから、繰入金の考え方がね、私は朝から、一般会計、去年とどこが違うのよと、こういうことで頑張っただけです。

ところがこれ、どういうことですか。ここで違いがある。この考え方についてきちっと説明をしていただきたいと。

●病院事務長（土肥事務長） 当然われわれはですね、10万円でも20万円でも黒字に収めたいという思いで企業ですからやっております。

ただし、一般会計の補助金の収入を頼りにといいますか、それを得て収支を整えなければならない大変厳しい状況にもあるという中では、与えられた数字で決算調整をするしかなかったということでございます。

●9番（南谷委員） あのね、僕はこの数字がだめだとか、決算報告がだめだとか言っているんでないんですよ。

一般会計の方の当然、病院だけはね、こういうふうになりましたということで一般会計とのやりとりだと思っているんですよ、僕は。事務長がいくら求めて黒字にしますよと言ったって、病院の先生始め病院としては努力をされた。これは数字に出ていますよ。ところがマイナスの結果に至ったと。町全体としてこうなんだという考えを僕は聞いているんですよ。それでないと、せっかく厚岸町一丸で、病院として頑張っている意欲を無くするんでないですか。僕はね、その辺の考え方をきちっと示していただきたいという質問をさせていただきます。

●副町長（大沼副町長） 全体的に関わることなので私から答弁をさせていただきたいと思いますが。

これまで病院が、病院の決算の状況の中で収支とんとん、若しくは黒字という状況が続いてきた理由は、もう、委員十分ご承知のことと思いますが、地方交付税に算定される繰出の基準、それをオーバーした繰入を一般会計から病院事業会計にさせてもらっていたということです。これはこれまでも何度かご説明を申し上げてまいりました。

確かに3条、4条含めて、6億3800万円ほどの一般会計からの繰入をした年もある。それが青天井に続けていけるものではないということを、病院の会計事務を司る事務職員だけではなくて、病院全体の職員が認識をしていただきたいという考え方が根本的にござい

ます。

それは、これまでも何度も何度も財政担当あるいは病院事務長から職員に説明をしてきたつもりではありますが、結果として操出基準を超えた補助をすることによって、表面上見えてくる決算の状況というのが、ちょんちょんだろうということでありまして、町民のみなさんにも、そういうアナウンスをしまいたと。それがいかなものかという議論をさせてもらいました。

これは内部の話でありますけれども。その中で実質不良債務の話もございましたけれども、これがある一定の額になりますと、かなりハードルの高い病院の改革計画というものの提出を求められることになります。

それが一応 22 年度の時に、そうならない見通しがたったということでもあります。それらを踏まえてどの程度の一般会計からの操出をできるかという議論をした中で、今回の決算の数字になったということでもあります。ちょっと大雑把な説明でありますけれども、考え方の基本としては、収支をとんとんとして、病院のスタッフそれから町民のみなさまに、あっ、町立病院は黒字なんだねと、というようなアナウンスをし続けてまいたわけでありましてけれども、それが、果たして正しいのかどうなのかという疑問を生じたというのが大きな要因でございます。

● 9 番（南谷委員） あかね、私はですね、その、おたく、僕の考えだから、繰欠があることについて非常に拘りがあるんです。

9 億なんぼある。その繰欠が最終的にことしも増えたと、もう少し何とかならなかったのかなと。今まで今、副町長正に言われました。でも、今、初めて聞くんですよ、そういうことでこういう決算に至ったという説明を、少なくとも。

今まで病院事業会計について、報告を受けた中では少なくとも 23 年度中には不良債務を無くしたいんだと、それに向けて努力をするんだと、私はそういう考え方の下にですね、病院のみなさんも聞いていると思いますよ、一生懸命頑張ってきたんではないの。ややそれに私はそれに近づいたという判断をしているんです。

ところが実際に数字を見たらこういう結果に至っていると。それがどうかというのは、理事者の判断ですから、私はそここのところについては、非常にせつかく病院のスタッフのみなさんが頑張る意欲をなくしては困るのではないかと。せつかく頑張っているのに、去年とことしと比べて赤字になっているぞって。そういうものがきちっと見えるようにしてやらないとせつかく頑張ってるみんなに意欲を無くするような感じになってしまうものだから、強く言うんです。いかがですか。

● 副町長（大沼副町長） 確かに、その、病院のスタッフのみなさんに働く意欲を減じさせるというようなことは、まずいと思います。おっしゃるとおりだと思います。

しかしながら、その、実質不良債務という額をゼロにしたいというのは、これ、願望であります。単年度でぽーんとゼロにするというのは、もう、何億も 10 億を超えるような一般会計の繰入をしなければゼロにはなりません。それは承知の上でご質問をされていると思いますけれども。

ただし、もう一方で、そうやって努力をして医業収入なり何なりを上げてきているという努力は我々、評価をしたいと思うんです。思うんですが、繰入基準をはるかに超えた一般会計の繰入によって、病院企業会計が黒字だというふうに表示されるということは、これはやっぱり誤解なんですね。誤解だと思うんです。そういうような何というんですか、本家本元がばたばたしているという状況の中で、赤字の分は全て埋められるんですよというような認識をされることの方がですね、まずいという判断をさせてもらいました。

これまでもずっと、何度も言いますけれども、そういう誤解があって病院は黒、一般会計の補填があって初めて黒になっているんですけれども、その内容がよくわかっていらっしやらないということがあったと思うんです。

そういう考え方もあって今回のこの決算の額になったということで、決して私どもがこのことによって職員の意識が低下するなんてことがあってはならないというふうに思っ

いますし、今後におきましても今、現状、厚岸町全体の財政状況がどうであるとか、一般会計の財政状況がどうであるとかということは、病院の職員も含めて、よく深く理解をしていただくような努力を続けたいとこのように考えます。

●委員長（佐藤委員） 第2項医業外収益、他にございませんか。なければ以上で収入を終わります。

支出に入ります。

第1款病院事業費用、

第1項医業費用、10番谷口委員。

●10番（谷口委員） 先ほどと同じく16ページ、17ページに病院事業費用がありますけれども。ここの委託料について、簡単にもう1回説明してください。

●病院事務長（土肥事務長） 委託料の内訳ということでよろしかったでしょうか。

病院の場合は、エレベーターの保守ですとか、非常通報装置の保守、それから医療機械の保守点検等々、様々な業務を専門家に委託しております。

数につきましては、例えば検査委託。例えば特別な検査内容で自前ではできないとかといったものも含めて医療関係の委託も含めて48項目を委託しております。その合計がこの委託料として記載されております1億802万3797円の内訳となります。これをどの程度こと細かに・・・、よろしいですか。はい。

●10番（谷口委員） そうすると、あと、病院の清掃なんかも委託されているわけでしょう。それから、窓口業務。これはどこに出てくるんですか。

●病院事務長（土肥事務長） 清掃業務につきましては、清掃会社に委託をしております。決算額については、この委託料の中に入っておりますが、1008万円になります。

それから医療事務につきましては、専門の業者、これも釧路に支店がございますが、そちらの方に2709万円で委託をしております。

●10番（谷口委員） それで、この清掃、それから医療事務ですか。これ、1080万、それから2700万。それでこれらの人件費、人件費ですね、それに管理費も含まれるのかなと、管理費というか経費というか、そういうものが入ると思うんですけども。

この清掃と医療事務の人件費、それから経費、これについて簡単に説明してください。

●病院事務長（土肥事務長） これにつきましては、何人をどこにどう配置するか、何時間配置するかというような見積もりの手法ではございません。

こういった業務であって、例えば患者さんは1日外来何人くらい来ます、入院患者さんは何人くらいいますと、レセプトといいまして、何枚になるかとか、請求事務はどのくらいの数量になるかとか、そういった業務の量を示して、それに対する見積もりをいただくという形になります。

清掃も同じくこの時間帯でこの面積をやっていただくということを図面で面積を示しながら見積もりをいただくと。これはあとは会社の方が何人でやるか、どういった機械を使うかはそちらの方に全部おまかせするという形ですので、この時間帯にこの人数を配置してということまでは指定をしておりますので、人件費の内訳等々については私どもでは算出できていないということです。また、それを求めても向こうの方では示してはいただけないということになります。

●10番（谷口委員） ただね、そうは言っても、そこで働いている人たちの、今、最低賃金だとかそういうものがありますよね。そういうものとか、それから社会保障制度がありますよね。保険だとか年金だとかね。そういうものがどういうふうになっているかとか

ね、そういうものも含めてきちんと勘案した上で委託業者として相応しいか相応しくないかということを決めるべきではないのかなというふうに思うんですね。

金額のやりとりだけではなくてね。そういうことがきちんと守られているというか行われている業者に委託するというのが自治体とかそういう機関のやり方ではないのかなと。ただ安ければ良いおいう考えではないと思うんですね。そういうあたりをきちんと押さえた上で契約をする仕組みになっているのか。要するに安いところに頼めば良いという考えでやられているのかその辺はどうなんでしょうか。

●病院事務長（土肥事務長） 何人でなければならないという仕様書は作っておりませんが、この部署にこの時間帯、きちっとした人を継続的に配置していただく、最低限これだけの配置をしていただくというような仕様書は作って必要な社会保険ですとか必要な方にはきちんとそれをつけていただくというようなことも仕様書の中で謳いながら確認をさせていただきながら、見積もりをいただくということではありますが。

具体的にどういった職員を使うどういうふうに使っていただくかということまでは、こちらからは提示していないという状況にありますが、基本的にはできるだけ常勤で朝からきちっとした、8時間なら8時間なりの勤務をいただける方を中心に、後は、例えば病院でありますと火曜日、木曜日の午後、休診とかがありますので、そういった部分はパートで補うとかそういう方法をとっていただいていると言う形でございます。

●10番（谷口委員） そうしたらそういうもの、例えば年金だとか健康保険だとかそういうものはこの中に含まれた計算がされているというふうに見ていいんでしょうか。

●病院事務長（土肥事務長） 法的に必要なそういった年金ですとか社会保険料というのはもちろん加味された中で入っております。

●委員長（佐藤委員） 第1項医業費用、他にございませんか。

第2項医業外費用、

第3項予備費、ございませんか。なければ以上で支出を終わります。

次に8ページ、資本的収入及び支出に入ります。収入、

第1款資本的収入、

第1項補助金、

第2項保険金。以上で収入を終わります。

支出に入ります。

第1款資本的支出、

第1項建設改良費、

第2項企業債償還金、ございませんか。なければ以上で支出を終わります。

1ページに戻り、6ページまでは事業報告書でございます。6番堀委員。

●6番（堀委員） 今回の決算委員会に対して資料を要求したんですけれども。平成23年度の病院経営の管理指標ということでいただきました。ありがとうございます。

これは厚生労働省が毎年、全国の公立病院だけではなくて、私病院とか全ての病院に対しての管理指標として平均値だとかそういうものを出しているものなんですけれども。今回もらったのでこれの詳しい質問というものは私もまだそこまで全部見れていないので、次回にしたいと思うんですけれども。

ただ、やはりですね決算委員会においてもこのような全国的な指標と平均的な病院、同じようなですね、病院との比較ができるような資料というものを今後、提出を考えていただきたいなというふうに思うのが1点。それとこの指標、ざらっと見た中でやはり非常に全国平均的に見ても、経営状況があまりよろしくないのかなというものが垣間見ることができるとは思いますが、ただ、今ざらっと見た中でちょっと気になる点があるんですけれども。例えば収益性といった中では材料費比率というものがあるんですね。薬品の比率

というのがあって、全国平均が 13.4 というものになっているものに対して、うちの病院では 8.5 %だと。これはつまり薬品の比率がということは、薬品をそれだけ使っていないというふうに思わさるんですけれども、これは医療の低下を招いているんじゃないのかというそういう不安というか心配が起きるわけですね。平均的な病院で使っているよりも何分の一といった中の医薬品しか使っていないとなれば、やはりそういった中では医療低下というものがあるんじゃないのかというものがちょっと心配になる点の一つ。

それとあとは、ずっと下の方で、看護師の人件費比率というのがあって、この中で非常勤の看護師の人件費比率というのがあって。例えば平均では 2.0 となっているのが 0.9 という、うちの場合ですね。これは比率ですから、これは人数が当然少なければ比率が下がるんだと思うんですよね。というのは逆に考えた時には、他の病院ではもっと非常勤、上の常勤の看護師の人件費比率というのが変わらない中では、非常勤の看護師というものが少ないんじゃないのかと。常勤の看護師にですね、非常な負担というものがかかっているんじゃないのかというそういう心配があるんですけれども。この 2 点だけ教えていただきたいと思います。

●病院事務長（土肥事務長） 資料についてのご質問です。

我々もこの資料、課題をいただきまして、提出まで四苦八苦して作らせていただいて、中身を精査するといいますか、じゃあ、どういった基準がどうなのかということまでは大変難しく、実は決算統計をベースにした総務省のものもあります。病床の 100 床未満であって黒字はこうだとか赤字はこうだとかあるんですが、それも毎年私ども比較させてもらっているんですが、なかなかその基準といいますか、これよりどれだけどうなれば収支に影響するんだとかという分析が、勿論我々はそういった勉強もしていませんので大変難しいんですが。

この数値については低ければいいとかこの数値についてはもっと高い方がいいというのは、大変目安になって役に立つというふうに考えております。それで何点か悪い・・・、まず、今後も提出できるかということですが、これは提出できる方向で検討したいと思います。それから悪い点といいますか、あまり良くない中でも特に医薬品費について、50 床から 99 床以下のところで 13.4 が医薬品比率が 8.5 ということですが。これはあくまでも材料費に占める割合ということですので、医薬品を使っていないという単純なことにはならないのかなとは思いますが、できればできる限りですね、うちの院長の方針としまして、必要な医薬品を使って必要な治療を行うということは当たり前に行っているという中では、医療の低下に繋がるような必要なものを省いて使わないとかですね、そういうことは絶対にないというふうに考えておりますので、その辺は心配なさらなくてもよいのかなと思っております。

それと人件費ですが、これも総体の費用に対する非常勤看護師 1 人当たりの人件費ですね。が低いということですが。これも常勤の看護師を使っているという中では必要最低限の臨時職員、非常勤の職員で押さえつつ、やっぱり収支のことも考えざるを得ませんので、できるだけ常勤で賄いきるということを念頭においておりますので、これは低い方がいいのかなという考えでおります。

●6 番（堀委員） 是非ともですね、来年度以降も同じような中で。ただ、町立病院も老健施設が入った中でこの数字とは、来年の決算でやった時にはまた、大きな変更というものが生じちゃうのかなと思うんですよね。

今回、このように作っていただいたんですけれども、やはり厚生労働省の方ではそのように全国の全病院を網羅した指標でもあるので、やはりこれが一つの、今回、監査の審査の意見書の中にも経営分析という表はあるんですけれども、ただ、やはりこれと似ているんだけど似ていないようなところが多々あるといった中では全国的な比較、若しくは他の病院とも比較ができるような中では、できるだけこういう指標を表示していった中で経営の判断、状況というものがわかるような形でですね、示していただきたいと思います。

そういった中で事務長の方でもこの数字自体もまだ、なかなかしっかりとあれなんだと

言った中で、医薬品費にしても、捕まえ方がちょっと違えば数字的なものが変わってしまうのかもしれませんが、その点も含めて来年度以降なりの中では、やはりしっかりと精査した中で、全国の病院が同じような指標を使って全国の病院と見比べる、若しくは例えば管内の他の病院のですね、同じような指標を使ってもらった中でいろんな中でやると。そういった中で経営的な問題点というのもどんどんどんどん浮き彫りになってきて、また改善するところも見えてくるんじゃないのかなというふうに思いますので、よろしく願いしたいなと思うんですけれども。

●病院事務長（土肥事務長） おっしゃるとおりだと思います。

ただ、一口に病院といいましてもやっぱり病床数だけではない、例えば診療科の違いによって単価も大きく変わるということと、どれだけ急性期といわれる部分、療養以外の急性期をどれだけ扱っているかとか、病床数だけではない、病床の割合ですね、相当影響を受けます。

もう本当に、単にこれを比較しただけでは右だ左だという結論はとうていできないという状況であります、指標として参考にはなると思っております。我々も今回だけではなくて、常日頃からそういった様々な指標を見比べながら病院というものを検討しておりますし、この度改革プランを改訂するにもあたりまして、その場合もいろいろな指標を見比べながらやったということもありますので、今後、今おっしゃるような重要な参考として捕まえて運営にあたっていきたいと考えております。

●委員長（佐藤委員） 9 ページから 13 ページまでは、財務諸表でございます。15 ページから 20 ページまでは、付属明細書となっております。

総体的にございませんか。なければ以上で質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し本決算書は本案のとおり認定すべきものと決するにご異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

●委員長（佐藤委員） 異議なしと認めます。よって認定第 9 号、平成 23 年度厚岸町病院事業会計決算については、認定すべきものと決定いたしました。

●委員長（佐藤委員） 以上をもって、本委員会に付託された案件の審査は、全部終了いたしました。

よって、平成 23 年度各会計決算審査特別委員会を閉会いたします。

（閉会時刻 午後 6 時 14 分閉会）

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成 24 年 10 月 24 日

平成 23 年度各会計決算審査特別委員会

委員長
